

# 「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」 今後の予定と公募手続きについて

## 【説明資料】

農林水産省 農林水産技術会議事務局  
研究推進課

# 今後の予定(宮城県内での実証研究)について(目安)

---

1月29日 平成25年度予算概算決定



4月11日 提案会の開催

6月中旬 研究実施計画の公募開始(予定)

※応募は「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」で行います。

e-Radポータルサイト: <http://www.e-rad.go.jp/>



6月下旬 公募説明会の実施(予定)



7月下旬 採択課題の審査(予定)



8月以降 研究委託先の決定、研究実施計画の決定、契約事務等

# 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募

応募はすべて、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で受け付けます。

**郵送や直接の持ち込み、E-mail等では一切受け付けません。**

○e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」、「研究者の登録」が必要となります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、余裕をもって手続きを行って下さい。

○応募締切期限直前は、応募が殺到し、e-Radシステムがつながりにくくなる可能性がありますので、余裕をもって、応募書類のe-Radへの応募登録を行って下さい。

◆情報提供サイト：e-Radポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>)

◆e-Radの操作方法に関する問い合わせ先：

e-Radヘルプデスク

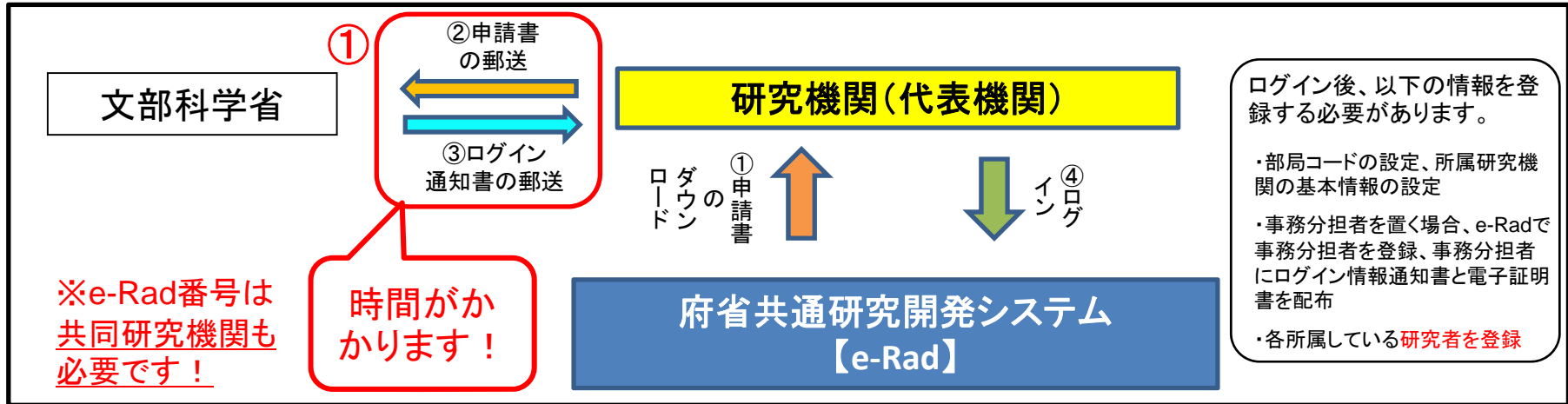
TEL 0120-066-877

受付時間 09:00～18:00

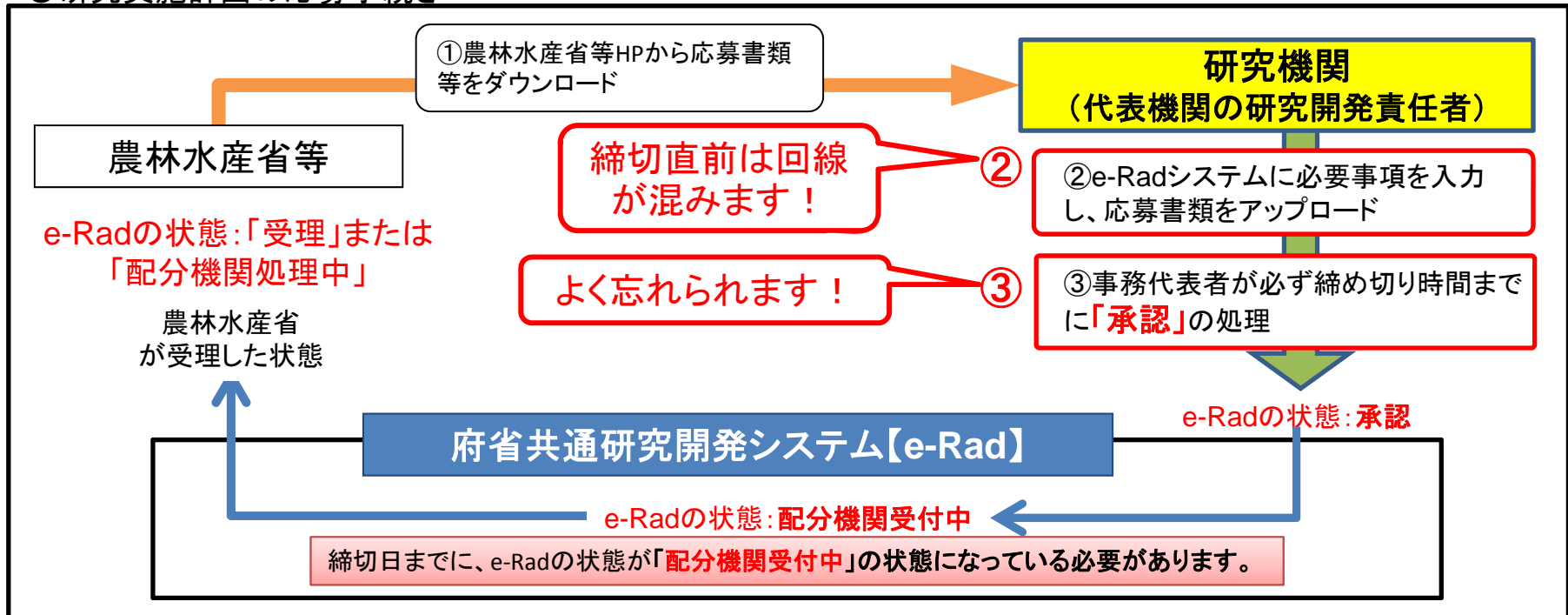
※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

# e-Radによる応募の流れ

## ○研究機関の登録申請手続き(e-Rad番号の取得)



## ○研究実施計画の応募手続き



# 公募方針と審査について

## ○研究課題公募方針

◇公募は次のいずれかの類型毎に実施

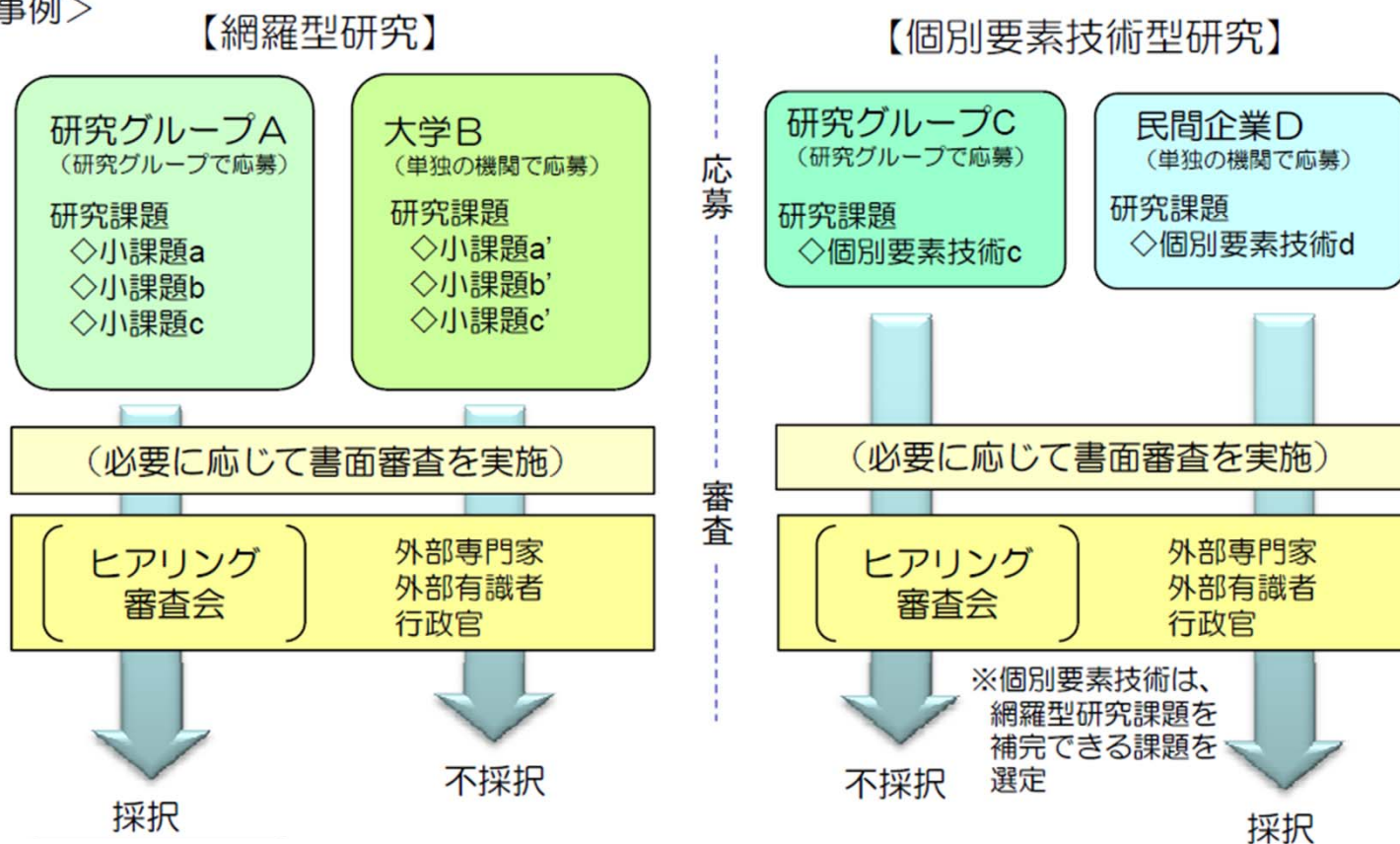
(1) 技術的課題全般を網羅した技術を提案する研究計画書【網羅型研究】

(2) 技術的課題の個別要素技術を提案する研究計画書【個別要素技術研究】

◇「網羅型」、「個別要素型」いずれにおいても、単独又は研究グループによる応募

◇審査は「網羅型」、「個別要素技術型」毎に実施し、それぞれにおいて採択課題を選定

<事例>



# 公募提案について①

◇単独での応募及び複数機関による応募において、以下の要件を満たすことを必要とします。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関(※)等であること。

※ 研究機関とは、法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関。

- (1) 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。  
(2) 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

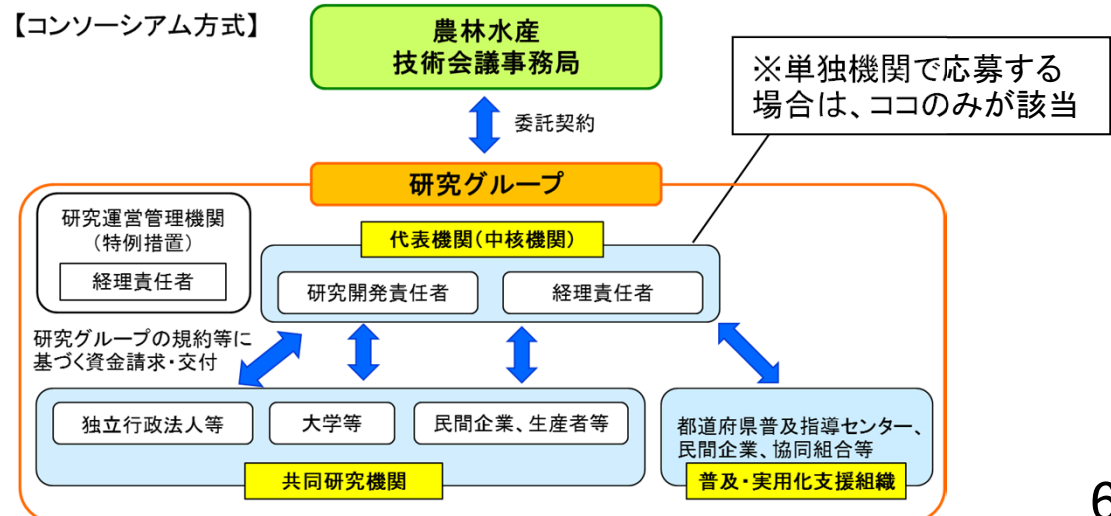
- ② 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格の「役務の提供等(調査・研究)」の区分の有資格者(全省庁統一資格)であること(契約までの取得で可)。
- ③ 委託契約の締結に当たって、農林水産技術会議事務局から提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。(国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合を除く。)
- ⑤ 応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者及び経理責任者を設置していること。

# 公募提案について②

## ◇ 研究グループを構成して研究を行う場合の要件

- ① 複数の研究機関等が共同で公募課題を受託しようとする場合には、研究グループ(コンソーシアム)を構成し、次の要件を満たしてください。
  - (1) 研究グループで共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての機関が同意済。
  - (2) 農林水産省との契約締結までに、研究グループとして、実施予定の研究課題に関する規約や協定又は共同研究契約を締結することが確実。
  - (3) 契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。
- ② 参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究グループの代表機関から応募して下さい。
- ③ 公募課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

- ④ 採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関等に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。



## 公募提案について③

研究代表者が所属する研究機関等(研究グループで応募する場合は代表機関)とは別に、国との委託契約業務や経理執行業務を担う機関(以下「研究管理運営機関」という。)を設置できるものとします。この場合、構成員の要件は、以下のとおり変更いたします。

### [研究管理運営機関の要件]

- ◆ 国内に設置された機関であり、法人格を有すること。
- ◆ 事業を推進するに当たり、以下の適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。
  - ア 研究グループを設立し、国との委託契約を締結できる能力・体制
  - イ 知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制
  - ウ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制
  - エ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制
- ◆ 研究代表者と一体となって研究を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること。
- ◆ 国との委託契約の実績を有し、委託契約手続をスムーズに行うことができること。

なお、この措置は特例措置であることから、これを希望する場合は、研究運営管理機関を活用する理由を応募書類(様式5)に記載していただくとともに、応募研究機関等(研究グループで応募する場合は代表機関)の経理責任者の承認を必要とします。



## 公募提案について④

---

### ◇ その他留意事項

- (1) 研究成果の普及・実用化を促すため、研究グループには、原則として、民間企業、都道府県普及指導センター、協同組合等、研究成果の普及を担う機関(普及・実用化支援組織)の参画を得ることとする。その際、研究期間終了後にも研究成果が活用されるよう、研究実施体制を十分に検討して下さい。
- (2) 本研究で導入される先端技術に関し、技術としての有効性や導入の経営面での効果について、今回公募を行う実証研究とは別に、「技術・経営診断技術開発研究」として評価を行います。

# 本件事業の特色①

## ◇研究・実証地区

本研究開発のため生産現場や農業・農村地域等における技術実証を行う場合には、原則として、県内に設定する「研究・実証地区」にて、研究や、農産物の生産者等と連携した取組を行います。(これによらない場合には具体的な理由を整理します。)

「研究・実証地区」内における具体的な研究の実施場所や実施開始時期等については、研究に具体的に着手する前に農林水産技術会議事務局と十分に協議し、決定します。

## ◇公募の種類

- ・網羅型研究 : 課題全般を網羅した研究。  
研究実施期間は、平成25年度～平成29年度(最長5年間)
- ・個別要素技術型研究: 網羅的な研究課題を補完しうる個別の要素技術に関する研究。  
研究実施期間は、平成25年度～平成27年度(最長3年間)

## 本件事業の特色②

### ◇研究スケジュール

- (第1段階) 個々の技術要素の導入実証や効果把握、「研究・実証地区」における現地実証に着手する。
- (第2段階) 追加的に検討すべき技術的課題の解決、導入済み技術の効果把握、技術の組合せ、技術の体系化を図る。

- ※ 平成26年度以降の研究計画については、被災地の復興の進展状況、本事業以外の研究・技術開発事業との連携等に応じ、研究計画の前倒しや一部繰り延べ、早期終了を図る場合があります。
- ※ 研究開発の目標に対し著しく進展の悪い研究課題、十分な成果達成が見込めない研究課題、研究計画全体の成果達成への寄与が不明確な研究課題については、研究実施期間の途中であっても研究課題全体もしくは研究課題の一部を中断する場合があります。

### ◇運営委員会

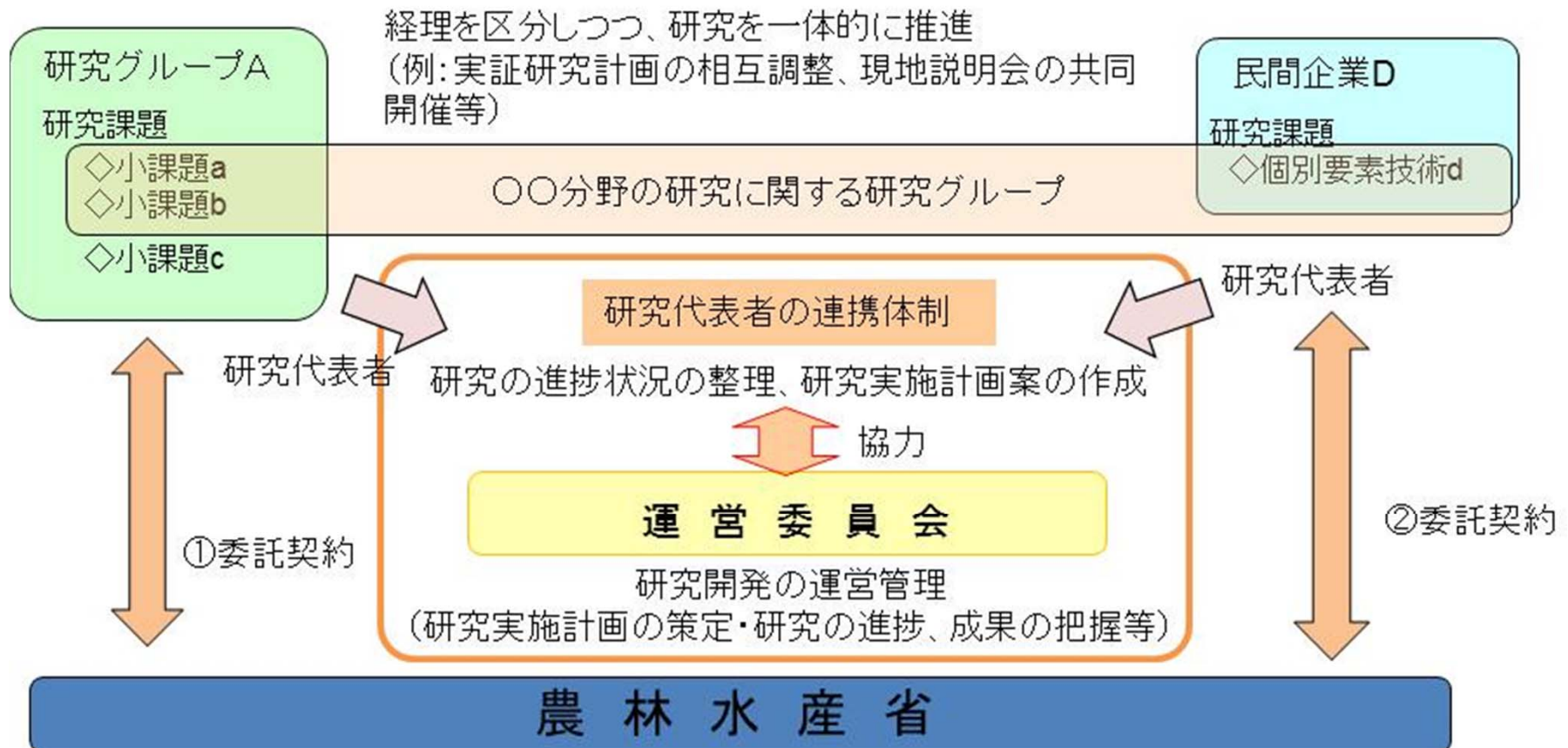
- 農業・農村型研究と漁業・漁村型研究に、それぞれ運営委員会を設置
- 運営委員会は、総括POを長とし、農林水産技術会議事務局の職員やその他、総括POが必要と認める者により構成
- 運営委員会は、①推進方策の検討、②実施期間全体及び毎年度の研究実施計画案の策定、③研究の進捗状況、成果の把握

### ◇研究課題の進行管理

実証研究の効率的かつきめ細やかな進行管理のため、研究機関とは別の機関に業務を委託します。同機関は、研究課題ごとに、農業分野及び関連分野の専門的知見等を有する専門POを配置します。研究代表者には、総括POの指導のもと、専門POと調整を図りながら、研究の進捗状況の整理、研究実施計画案の作成等を行います。

## 研究グループ間での連携による一体的な研究の推進

関連する研究課題を有する研究グループを有する研究コンソーシアムの代表者により、運営委員会等の場を活用しながら、一体的・効率的に研究を推進します。



## 平成25年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業（岩手県内） 応募要領

農林水産省農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）では、委託事業「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」について、平成25年度から岩手県で農業・農村型実証研究を実施することを予定しており、本研究の実施（公募課題の受託）を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。本事業への応募を希望される方は、本要領に従って提案書を提出してください。

なお、本公募は、平成25年度予算政府案に基づき行っているため、予算成立が前提となります。今後、予算成立までの過程で内容等に変更等があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

### 1 事業概要

東日本大震災により、我が国の農林水産業及び食品産業は甚大な被害を受けました。この大震災の被災地域の復興を加速し、同地域を新たな食料生産地域として再生するためには、産学官に蓄積されている多数の先端技術を組み合わせ、最適化し、被災地域内で実証研究を行い、その普及・実用化を促進することが必要です。

このため、本事業においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）、被災地域の復興計画等を踏まえつつ、被災地域内に「農業・農村型」及び「漁業・漁村型」の研究・実証地区を設け、速やかに復旧・復興を実現し、成長力のある新たな農林水産業を育成するための研究事業を実施しています。

平成25年度においては、被災地の多様な現状・ニーズに対応するため、農業・農村型の実証研究を岩手県及び福島県において、漁業・漁村型の実証研究を宮城県において新たに展開します。

### 2 公募研究課題及び公募類型

#### (1) 公募研究課題

岩手県において、本事業を推進するため、以下の農業・農村型実証研究の研究課題を設定し、研究実施計画の提案書の公募を行います（詳細は別紙1を参照）。

- ア 公募研究課題1：中小区画土地利用型営農技術の実証研究
- イ 公募研究課題2：中山間地域における施設園芸技術の実証研究
- ウ 公募研究課題3：ブランド化を促進する農産物の生産・加工技術の実証研究

#### (2) 公募の類型

(1)の研究課題は、次のいずれかの類型により研究実施計画の提案書を公募します。

##### ① 網羅型研究

(1)のそれぞれの公募研究課題について、課題全般を網羅した研究実施計画の提案書を公募単位とします。

##### ② 個別要素技術型研究

(1)の公募研究課題の一つ一つについて、網羅的な研究課題を補充しうる個別の要素技術についての提案書を公募単位とします。

(1)の網羅型研究及び個別要素技術型研究の具体的な内容については、別紙1に記載しております。また、別紙5に公募単位の事例を記載しておりますので、参考としてください。

#### (3) 研究・実証地区等（詳しくは別紙1に記載しております。）

本事業は、先端技術の実証研究を通じた被災地の農林水産業の復興の加速化を目的としております。このため、本研究の実施に際し生産現場等での技術実証を行う

場合には、原則として、予め設定する「研究・実証地区」内で実施することとします（当該地区以外で実証しなければならない場合には、具体的な理由を明確化していただきます）。

なお、研究・実証地区内における、具体的な研究の実施場所、実施開始時期等については、研究に具体的に着手する前に事務局と十分に協議し、決定することといたします（本公募において提案書を作成する段階では、実証を行う地区及び協力を依頼する生産者を特定する必要はありません）。

その他、応募に係る留意事項等については、別紙1のとおりとしますので、提案書作成の際に十分御確認ください。

### 3 応募資格等

#### (1) 資格要件（単独での応募及び複数機関による応募の両方に共通）

応募することができる者は、次の①から⑤までの要件を満たす者です。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関（※）等であること。

※ 研究機関とは、法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

- ① 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
- ② 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

- ② 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。（提案書提出時に競争参加資格のない者は、公募課題に係る審査委員会の開催（平成25年3月下旬を予定）までに競争参加資格の申請を行うとともに、契約（予算成立後）までに競争参加資格を取得してください。資格が取得できなかった場合は、採択が取消しになります。地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）

平成22・23・24年度に有効な資格をお持ちの方も、「更新」の手続が必要です。詳しくは、以下を御覧ください。

(<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/h25-yukoshikaku.html>)

研究機関が、平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。

(<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>)

- ③ 委託契約の締結に当たっては、事務局から提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ⑤ 応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者及び経理責任者を設置していること。

#### (2) 複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、公募課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等が共同で公募課題を受託しようとする場合には、研究グループ（コンソーシアム）を構成し、次の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関（こ

の場合、以下当該代表機関を「応募者」という。)からしていただく必要があります。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての機関が同意していること。
- ② 研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、研究グループとして、実施予定の研究課題に関する規約を策定すること(規約方式)、研究グループ参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと(協定書方式)又は共同研究契約を締結することが確実であること(共同研究方式)。
- ③ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。

採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関等に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

### (3) 研究成果の普及

研究成果を生産現場や産業界に迅速に導入・普及させる観点から、原則として、研究グループに、民間企業、協同組合、都道府県普及指導センター等、研究成果の導入・普及に直接関わる機関(以下「普及・実用化支援組織」という。)が参画することとします。

なお、代表機関や共同研究機関に普及・実用化の活動を行う組織・部署を有している場合は、それを「普及・実用化支援組織」として位置付けて問題ありません。

提案書の「研究実施体制図」には、「普及・実用化支援組織」であることが分かるように記載してください。

## 4 応募から委託契約までの流れ

平成25年	2月25日(月)	応募要領の公表・公示
	3月5日(火)	第1回公募説明会(東京都内)
	3月6日(水)	第2回公募説明会(盛岡市内)
	3月27日(水) 17時	応募受付締切
	4月上旬予定	採択研究課題の決定
	予算成立後	委託契約の締結

## 5 応募について

### (1) 応募方法

応募者は、「e-Rad」を利用して平成25年3月27日(水)17:00までに電子申請を行ってください。

e-Radを利用して応募するためには、あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録手続を行う必要があります。e-Radを利用した電子申請の詳細については、別紙2を御覧ください。

郵送、持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けることができませんので、御注意ください。

#### 【e-Radによる受付期間】

- ・ 応募受付期間：平成25年2月25日(月)16:00～平成25年3月27日(水)17:00(厳守)
- ・ e-Radの利用可能時間帯：05:00～0:00(土・日、祝祭日も利用可能)
- ・ e-Radのヘルプデスク運用時間：平日9:00～18:00
- ※ e-Radの利用時間及びヘルプデスクの運用時間は、平成25年2月8日現在。今後、変更する可能性がありますので、e-Radポータルサイトの「システムのサービス時間」(<http://61.209.237.101/terms/support/index.html>)を御確認ください

い。

## (2) 応募書類

提案書一式

(提案書の作成に当たっては、本要領に従い、別紙3の(提案書様式(記載例))に御記入ください。なお、提案書は日本語で作成してください。)

## (3) 応募に当たっての注意事項

応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。

- ① 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
- ② 提案書に不備があった場合は提案書の修正を依頼いたしますが、期限までに修正できない場合
- ③ 提案書に虚偽が認められた場合

## 6 説明会の開催

当該提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。御希望の方は、研究機関ごとに別紙6の参加申込書に記入の上、平成25年3月4日(月)12時までにFAXにてお申し込みください(会場の都合により、1研究機関当たりの参加者数を制限させていただく場合があります。)

### 第1回説明会(東京)

- ・ 日時：平成25年3月5日(火曜日)14:00～15:30
- ・ 場所：TKP東京駅ビジネスセンター1号館  
カンファレンスルーム12A(12階)
- ・ 所在地：東京都中央区八重洲1-4-21

### 第2回説明会(盛岡)

- ・ 日時：平成25年3月6日(水曜日)13:00～14:30
- ・ 場所：ホテルニューカリーナ マリーデマナ(2階)
- ・ 所在地：岩手県盛岡市菜園2-3-7

## 7 委託先の選定

### (1) 選定方法

委託予定先の選定は、外部専門家(大学、企業などの研究者等)等で組織する審査委員会において、(2)の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、必要に応じて、応募者に、提案書のほかに、別途追加資料等の提出やヒアリングを求められる場合があります。

また、審査委員の所属、氏名等は、委託先決定後、ホームページで公表します。ただし、提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

### (2) 審査基準

委託先の選定に関する審査基準は以下のとおりです。

- ① 提案内容が、先端技術の実証研究を通じた被災地の農林水産業・食品産業、及び農山漁村の復興の加速という本事業の目的に合致しているか。
- ② 提案内容が、被災地の農林水産業・食品産業及び農山漁村の復興の加速にどのように寄与するのか明確化されているか。
- ③ 提案内容が別紙1の研究開発の目標及び具体的内容に合致しているか。

- ④ 提案内容が別紙1に示す達成目標に向けて十分な内容となっているか。
- ⑤ 提案内容により解決すべき技術的課題が明確化されているか。
- ⑥ 提案内容が技術的に優れているか。
- ⑦ 提案内容に実現可能性があるか。また、研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか。(知的財産の管理に対する取り組み状況(管理体制等を定めた規程の有無)を含む。)
- ⑧ 提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。
- ⑨ 網羅型研究については、計画内に含まれる個々の技術開発が相互に連携し、相乗効果を発揮する計画となっているか。
- ⑩ 個別要素技術型研究については、それが効果的に網羅型研究を補完するものであるか。
- ⑪ 応募資格の要件のうち、研究機関に求められている2つの要件(3(1)の※の要件)を満たしているか。

## 8 選定結果

### (1) 選定結果等の通知

選定結果は、平成25年4月上旬予定に速やかに応募者(研究グループによる応募の場合は代表機関)に通知するとともに、委託予定先名(研究グループによる応募の場合は、研究グループを構成する全機関名)を農林水産省のホームページで公表する予定です(応募者数等の状況により変更する場合があります。)

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

また、委託予定先に採択した旨を通知する際、必要に応じて、研究の実施に当たって見直しが必要とされた事項等をお知らせします。

見直しが必要とされた事項等については、委託予定先の研究代表者に研究実施計画の修正を行っていただきます。

### (2) 最終的な研究グループの構成

網羅型研究の受託者は、委託予定先の選定後、網羅型研究を補完するために必要と認められ採択された個別要素技術型研究の受託者と研究グループを構成し、共同で研究を行っていただく場合があります。

## 9 委託契約の締結

### (1) 委託契約の締結

7(1)により採択された者と、平成25年度予算成立後、委託契約を締結します(研究グループにより研究課題を実施する場合は、研究グループと農林水産省が直接委託契約を締結します。詳しくは別紙4を御覧ください)。なお、採択された者には、予算の成立前であっても、委託契約に必要な書類を速やかに提出していただきます。

また、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定先の構成員等について、特段の事情の変化があり研究の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

11②により開催する運営委員会においては、研究代表者の参加を求める場合がありますが、委託契約の締結前に開催する際には、研究代表者に旅費等の負担を求めることがありますので、御承知おきください。

### (2) 翌年度の取扱い

平成26年度以降の研究課題は、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、年度当初に改めて委託契約の締結を行うものとします。

ただし、14(1)に基づいて行う運営委員会における研究の進捗状況の点検及び評価分科会における研究課題の評価の結果により、研究の目標達成が著しく困難

である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、次年度以降、委託経費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の不実施等を行います。

## 10 契約上支払対象となる経費

### (1) 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

#### 1) 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

- ① 人件費  
本事業の研究課題に直接従事する研究代表者、研究員等の人件費。  
なお、国、あるいは、地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人(地方公共団体を含む。)については、常勤職員の人件費は計上できません。
- ② 謝金  
委員会の外部委員等に対する出席謝金及び講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金。
- ③ 旅費  
国内外への出張に係る経費。
- ④ 試験研究費
  - ・ 機械・備品費  
本事業の研究課題で使用するので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るものうち、取得価格が3万円以上の物品とします。ただし、研究開発用器具及び備品(試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡)については、取得価格が10万円以上の物品とします(ただし、借用(リース等)の方が経費を抑えられる場合には、経済性の観点から可能な限り借用してください。この場合の経費は、借料及び損料になります。)
  - ・ 消耗品費  
本事業の研究課題で使用するので、機械・備品費に該当しない物品。
  - ・ 印刷製本費  
報告書、資料等の印刷、製本に係る経費。
  - ・ 借料及び損料  
物品等の借料及び損料。
  - ・ 光熱水料  
研究施設等の電気、ガス及び水道料。
  - ・ 燃料費  
研究施設等の燃料(灯油、重油等)費。
  - ・ 会議費  
委員会等の開催に係る会議費。
  - ・ 賃金  
本事業に従事する研究補助者等に係る賃金。
  - ・ 雑役務費  
物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等。
- ⑤ その他必要に応じて計上可能な経費  
外国人招へい旅費・滞在費等。

#### 2) 一般管理費

④の試験研究費の15%以内。

#### 3) 消費税等相当額

1)及び2)の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の5%。

※1 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合(エフォート(研究専従率)※2)を人件費単価に乗じた額としてください。

※2 エフォート（研究専従率）

総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間の配分率（%）」なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

※3 直接経費に計上できるものは、研究課題の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、本事業を含む複数の外部資金から研究員、研究補助員等に人件費等を支払う場合は、本事業の研究課題に直接従事する時間数により算出することになります。この場合、作業日誌等により十分な勤務管理を行ってください。

※4 一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分するなどして合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分してください。

※5 研究グループ参加機関が特例民法法人の場合は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、国から特例民法法人に交付された補助金等を年間収入の3分の2未満とする必要があります。

(2) 購入機器等の管理

本事業により受託者（研究グループにより公募課題を実施する場合は、研究グループを構成する全機関をいう。以下同じ。）が取得した物品（機械・備品費で購入した機械装置等）は受託者において、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。管理のため、本事業の購入物品であることを、管理簿に登録するとともに、物品にシールを貼るなどにより、明示してください。

なお、取得した物品（試作品を含む。）の研究終了後の取扱いについては、個別に、事務局への返還の要否を決定します。

1.1 研究開発の運営管理

事務局は、研究代表者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

本事業の運営管理は、「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」委託事業実施要領」（平成23年12月14日付け23農会第1106号農林水産技術会議事務局長通知）に基づき実施します。

「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」委託事業実施要領」の概要は次のとおりです。

- ① 事務局は、本事業の開始に当たり、各研究課題の進行管理、関係各局との調整等を行う責任者として、総括プログラムオフィサー（総括PO）を事務局内に設置します。総括POは、研究の進捗状況及び成果を把握するとともに、関係者に報告し、必要に応じて研究代表者に対し指導を行います。
- ② 事務局は、研究課題ごとに、又は農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）が認める複数の公募研究課題ごとに、運営委員会を設置します。

運営委員会は、総括POを委員長とし、事務局の職員その他統括POが認める者により構成します。

運営委員会では、

- ・推進方策の検討
- ・実施期間全体及び毎年度の研究実施計画案の策定

・研究の進捗状況、成果の把握

等を行います。なお、初年度を除き、翌年度の研究実施計画案の策定に当たっては、研究の進捗状況、評価結果等を踏まえて検討します。

③ 研究課題の進行管理については、研究課題ごとに、農業分野及び関連分野の専門的知見等を有する専門POを配置して、効率的かつきめ細やかに進めます。

受託者の研究代表者には、総括POの指導のもと、専門POと調整を図りながら、事業における他の研究代表者と連携体制を整備し、研究の進捗状況の整理、研究実施計画案の作成等に御協力いただくこととなります。

1.2 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進に係る基本的取組指針※に基づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

（※については、内閣府ホームページ

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>) を御覧ください。)

1.3 研究成果の取扱い（委託契約実施細則「VI. 研究成果に関する事項」参照）

(1) 研究成果の報告等

受託者には、研究成果が得られた場合及び委託契約期間終了時に、遅滞なく、それぞれ研究成果報告書及び実績報告書を事務局長に提出していただきます。また、研究終了後の翌年度に事務局で発行する「研究成果」シリーズのために、原稿を提出していただきます。

(2) 研究成果等の公表

受託者は、新聞、図書、雑誌、各種シンポジウム、学会等において、研究課題に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその概要を事務局に協議してください。また、公表に当たっては、本事業の研究課題に係る活動又は成果であることを明記してください。

(3) 研究成果の帰属

本事業を実施することにより研究成果に係る特許権等が得られた場合、その特許権等は事務局に帰属しますが、以下の事項の遵守を確約することを条件に、受託者（研究グループにより本事業を実施する場合は、研究グループを構成する全機関又はその一部）に帰属させることができます。

- ① 事務局長が公共の利益のために、特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合、事務局長に対して当該特許権等を無償で許諾すること。
- ② 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、このことにつき正当な理由が認められない場合であって、事務局長が特に必要があるとして理由を明らかにして求める場合に、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- ③ 当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、コンソーシアム内部で他の構成員に譲渡する場合、法人の合併又は分割により移転する場合、及び次のアからウまでに規定をする場合を除き、あらかじめ事務局長の承認を受けること。
  - ア 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該特許権等の移転又は許諾をする場合
  - イ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該特許権等の移転又は



許諾をする場合  
ウ 技術研究組合が組合員に当該特許権等の移転又は許諾をする場合

研究グループによる研究の場合は、必要に応じて、構成員のうち、一部の機関の間で持ち分を定めることができます。詳細については、事務局にお問い合わせください。

#### (4) 特許権等の管理

特許権等については、次の事項についても御留意願います。

- ① 本事業は、国の委託による研究であることから、日本国内の農林水産業の振興に支障を来すなど、不相当と判断される場合には、(3)により研究成果に係る特許権等を受託者に帰属させることができません。また、受託者が(3)の条件を満たさない場合も研究成果に係る特許権等を帰属させることはできません。
- ② 本事業の研究成果によって得られた特許権等については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月23日総合科学技術会議決定)及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日総合科学技術会議)に基づき、対応することとします。(詳しくは、[http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan\\_pro/2013/koubo\\_h25\\_0225.htm](http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan_pro/2013/koubo_h25_0225.htm)を御覧ください。)
- ③ 特許法では、発明者が特許を受ける権利を有していますが、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員(以下「従業者等」という。)が職務として研究・開発した結果完成した発明(職務発明)に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者、法人、国又は地方公共団体(以下「使用者等」という)の貢献を認めて、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継すること(あらかじめ特許を受ける権利又は特許権を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと。)を認めています。  
受託者である法人と、その従業員の間の権利の帰属については、受託者内部の話ではありますが、委託契約の遂行に支障を来さないよう、事務局では、研究成果が得られる前に、職務発明に関する規程等を整備することを推奨しています。
- ④ 出願前に研究成果を公開した場合、新規性が失われ特許権等を受けることができなくなることがありますので、くれぐれも御注意ください。

#### (5) 研究成果に係る秘密の保持

本事業に係る研究成果は、事務局が受託者に帰属させるものと判断するまでは、契約終了後、事務局に帰属します。このため事務局が受託者に帰属させると判断するまでは、本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。得られた研究成果を基にした研究等を別途実施する際には事前に御相談ください。

### 1.4 研究課題の評価等

#### (1) 研究課題の評価

事務局は、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」(平成23年1月27日農林水産技術会議決定)及び「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」に係る委託事業評価実施要領(平成24年3月15日付け23農会第1463号農林水産技術会議事務局長通知)に基づき、研究課題の評価及び研究により得られた成果の追跡調査を実施します。

また、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」に基づく評価のほか、運営委員会においても研究の進捗状況の点検を実施します。評価結果は、研究実施計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

#### (2) 研究課題の追跡調査

追跡調査は、得られた研究成果の普及・活用状況について、成果の公表から2年、5年、更に必要に応じて10年経過時に、実施する予定としています。

受託者は、研究課題の評価及び追跡調査に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。

### 1.5 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複(※1)及び過度の集中(※2)の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)([http://www.s.affrc.go.jp/docs/research\\_fund/2011/pdf/sisin\\_etc-05.pdf](http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2011/pdf/sisin_etc-05.pdf))に基づき、競争的資金に限らず本事業資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

#### (1) 応募書類への記載

本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等(他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。以下、「プロジェクト等」という。)の状況(制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、エフォート(研究専従率))を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消し又は委託契約の解除、委託経費の返還等の処分を行うことがあります。

#### (2) 不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

※1 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の研究課題(プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。  
・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合  
・既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合  
・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合  
・その他これらに準ずる場合

※2 過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。  
・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合  
・当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合  
・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合  
・その他これらに準ずる場合

### 1.6 研究費の不正使用

#### (1) 不正使用防止に向けた取組

研究費の不正使用防止への対応については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平

成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局、林野庁長官及び水産庁長官通知※)を策定しています。これらを遵守して本事業を実施してください。なお、その実施状況の報告等をしていただくだけでなく、場合によっては体制整備の状況に関する現地調査等を行う場合がありますので、御承知おください。

(※については、[http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan\\_pro/2013/koubo\\_h25\\_0225.htm](http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan_pro/2013/koubo_h25_0225.htm) を御覧ください。)

取組の一環として、事務局においては、本事業の経費執行に当たり、研究開発責任者、研究実施責任者、経理責任者等関係者の皆様に、経費を適正に執行していただくため、経費執行についての指導・チェック体制の整備及び確認を行います。

具体的には、以下のとおり行う予定です。

- ① 応募申請時：研究グループを構成する全構成機関に関して、研究実施責任者及び経理責任者を決めていただき、責任の所在を明確にいただきます(別紙3(提案書様式)2-1)。
- ② 受託者決定後：課題採択が決定し次第、新規課題を実施する研究機関の研究開発責任者(コンソーシアムを形成する場合にはコンソーシアム全体の経理を統括する者(以下「経理統括責任者」という。)を含む。)に対し、経費の適正執行について説明を行います。
- ③ 実施1年目：国からの経費受入れに不慣れと思われる機関に対しては、必要に応じ現地指導を実施する場合があります。
- ④ 実施2年目以降：適正に執行されているか確認が必要と思われる機関に対しては必要に応じ、現地指導を実施する場合があります。

## (2) 不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給(以下「不正使用等」という。)を行ったために、委託経費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

- ① 不正使用(故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。)を行った研究者及びこれに共謀した研究者  
ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間  
イ ア以外による場合  
a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間  
b a及びc以外の場合：2～4年間  
c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間
- ② 不正受給(偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。)を行った研究者及びこれに共謀した研究者：5年間
- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分(上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。)の期間
- ④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びこれに共謀した研究者並びに善管注意義務※に違反した研究者：当該競争的資金等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管

理者(その他の研究者)が不正を行った場合等。

上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関に情報提供いたしますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に關与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への応募又は参加を認めないこととします。

なお、事務局が公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」を御覧ください。

([http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan\\_pro/2013/koubo\\_h25\\_0225.htm](http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan_pro/2013/koubo_h25_0225.htm))

## 17 虚偽の申請に対する対応

本事業に係る申請内容において、虚偽が明らかになった場合、実施研究課題に関する委託契約を取り消し、委託経費の一括返済、損害賠償等を受託者に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者等及びそれに共謀した研究者等については16(2)の不正使用を行った場合と同様の措置を取ります。

## 18 研究活動の不正行為防止のための対応

### (1) 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」(平成18年2月28日総合科学技術会議決定)及び「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局、林野庁長官及び水産庁長官通知※)に則り、「農林水産省における研究活動の不正行為への対応に関する規程」(平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局、林野庁長官及び水産庁長官通知※)を策定しています。本事業で実施する研究活動には、これらのガイドライン等が適用されます。各機関においては、ガイドラインに基づいて、研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正行為に関する告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制を整備していただく必要があります。

(※農林水産省の上記ガイドライン及び規程については、[http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan\\_pro/2013/koubo\\_h25\\_0225.htm](http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan_pro/2013/koubo_h25_0225.htm) を御覧ください。)

### (2) 不正行為が行われた場合の措置

不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 不正行為に関与したと認定された者については、その不正行為の程度により、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年
- ② 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者につい

ては、不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

## 1.9 秘密の保持

本事業に係る応募書類及び e-Rad への登録のために応募者から提出された資料に含まれる個人情報、本事業の採択の採否の連絡、採択課題に係る契約手続、評価の実施、e-Rad を経由した内閣府の「政府研究開発データベース」への情報提供等、事務局が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

なお、採択された個々の研究課題に関する情報(研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名及び研究実施機関等)は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、研究上の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、国の事業への応募制限のための情報提供を、内閣府その他研究資金を所管する国の機関に行います。以上のことをあらかじめ御了解の上、応募書類への御記入をお願いします。

## 2.0 農林水産研究動向解析システム及び研究課題・研究業績データベース※への研究課題情報等の提供

採択された個々の研究課題に関する情報(研究課題、研究概要、研究実施機関、研究者、予算、業績等)は、農林水産研究動向解析システム(非公開)に登録され、事務局が業務のために利用し、また、研究課題・研究業績データベースにおいて公開することをあらかじめ御了承ください。

※ 研究課題・研究業績データベースとは、農林水産研究動向解析システムに登録された研究情報のうち、課題ごとの予算額、担当人数、担当者、特許情報を除いた研究課題及び研究実績(論文等)の情報を収録したデータベースです。事務局筑波事務所が運営するウェブサイトの AGROPEDIA において提供(公開)しています。(※については、事務局筑波事務所のホームページ(<http://sary.cc.affrc.go.jp/reccras/index.html>)を御覧ください。)

## 2.1 事業への参画機関の職員に対する計算資源等の利用提供

農林水産研究開発の効率化・効果的な推進等を図るため、農林水産省の事業に参画する者に対して、事務局筑波事務所の農林水産研究情報総合センターが運用する研究技術情報及び計算資源※を提供しています。

(<http://itcweb.cc.affrc.go.jp/affrit/beginner>)

利用を希望する場合、ホームページに記載された利用手続に従って申請を行ってください。

なお、詳しくは、事務局筑波事務所情報システム課運用係(Tel.029-838-7344)へお問い合わせください。

※ 研究技術情報及び計算資源とは、具体的には次のとおりです。

- ・ 研究情報(文献情報、研究課題、研究成果、全文情報等)
- ・ 科学技術計算システム(大規模演算サーバ(スーパーコンピュータ)及び科学技術計算アプリケーション(数値・統計解析、計算化学、構造・流体解析等))
- ・ 以上のほか、その他情報(気象データ、地図データ、農林水産統計データ、衛星画像データ等)の提供のほか、利用支援等を実施。

## 2.2 中小企業の支援

平成25年度本事業公募課題については、今後「中小企業技術革新制度(SBIR制度)」の「特定補助金等」に指定することを検討しています。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の特例支援措置を受けることができます。

- ① 本事業の交付を受けて行う研究開発事業の成果における、発明特許に関する特許料等の減免措置
  - ② 新事業開拓保険制度による債務保証枠の拡大及び担保と第三者保証人が不要な特別債務保証枠の措置
  - ③ 日本政策金融公庫による低利での特別融資
  - ④ 中小企業投資育成株式会社法による投資対象の拡大
  - ⑤ 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例に基づく小規模企業設備資金制度の貸付割合拡充
  - ⑥ 公共調達における入札参加機会の拡充
  - ⑦ 「SBIR 特設サイト」における研究開発成果や事業 PR 情報の掲載
- 詳しくは、SBIR 特設サイト(<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/sbir.html>)を御覧ください。

## 2.3 動物実験等に対する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知※)に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

(※については、農林水産省のホームページ

([http://www.maff.go.jp/j/kokuji\\_tuti/tuti/t0000775.html](http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html))を御覧ください。)

## 2.4 問合せ先

本件に関する問合せは、応募要領の公表後から応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これ以外の問合せについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て事務局のホームページにて広く周知させていただきますので御承ください。

記

### 【公募研究課題について】

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室

担当者：土屋、高橋、田部(たなべ)

TEL：03-6744-7043

FAX：03-3593-2209

### 【契約事務について】

農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班

担当者：江橋

TEL：03-3502-7967

FAX：03-5511-8622

### 【e-Radについて】

農林水産技術会議事務局技術政策課情報調査班

担当者：坂上(さかうえ)

TEL：03-3501-9886  
FAX：03-3507-8794

【その他応募要領全般について】

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課企画班  
担当者 一関（いちのせき）、吉川（よしかわ）

TEL：03-3502-7438  
FAX：03-3593-2209

別紙1

食料生産地域再生のための先端技術展開事業（岩手県内）  
【農業・農村型実証研究】

1. 事業概要

東日本大震災により、我が国の農林水産業及び食品産業は甚大な被害を受けました。この大震災の被災地域の復興を加速し、同地域を新たな食料生産地域として再生するためには、産学官に蓄積されている多数の先端技術を組み合わせ、最適化し、被災地域内で実証研究を行い、その普及・実用化を促進することが必要です。

このため、本事業においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）、被災地域の復興計画等を踏まえて事業を推進するため、被災地域内に「農業・農村型」及び「漁業・漁村型」の研究・実証地区を設け、既に確立された技術シーズを組み合わせ、最適化するための大規模な実証研究を行い、速やかにその成果を復旧・復興に活用するとともに、最適化された技術を体系化し、成長力のある新たな農林水産業を育成するための研究事業を実施しています。

平成25年度においては、被災地の多様な現状・ニーズに対応するため、農業・農村型の実証研究を岩手県及び福島県において、漁業・漁村型の実証研究を宮城県において新たに展開します。

2. 公募研究課題別の研究開発内容、目標等

岩手県において、農業・農村型実証研究を行うため、以下の（1）～（3）の公募研究課題に対応する研究課題を公募します。提案書は、「網羅型研究」又は「個別要素技術型研究」のいずれかの類型で作成し受け付けます。

網羅型研究の提案は、各公募研究課題の「研究開発の具体的内容」全体を網羅する研究実施計画とします。

また、個別要素技術型研究の提案は、研究開発の具体的内容の一部のみの技術的課題の解決に資する研究実施計画のうち、網羅型研究の達成目標を補充可能な計画とします（網羅型研究に提案された研究課題の一部を個別要素技術型研究に提案いただくことも可能ですが、重複採択は行いません。）。

（1）「公募研究課題1」：中小区画土地利用型営農技術の実証研究

① 研究開発の具体的内容

中小規模の区画、多様な圃場形状、立地特性に適応する土地利用型農業を展開する経営体が利用可能な技術の導入実証を行います。

10～30a程度の中小規模・不整形区画の農地を対象として、例えば、以下に挙げるような技術等を組み合わせ導入し、生産効率の向上効果を把握するとともに、これら技術の最適な運用体系を確立することを想定しています。

- ・収益性の高い営農体系
- ・被災地域の気象条件に最適な品種の導入
- ・効率的な農作業が可能となる小型農機具を使った省力栽培技術
- ・畦畔法面の管理作業を効率化する技術

また、点在する中小規模区画計5ha以上の経営面積を有する経営体を想定し、農地の生育状況を把握し、作業管理を容易にするため、生産

地域の環境等の自動観測機器（フィールドサーバー等）、クラウド・コンピュータ・システム等のICT技術（情報通信技術）を導入し、農業経営体の生産活動や経営を支援する安価で簡易なシステムを構築します。

また、生産物の付加価値を高め、経営体の収益性を向上させるための加工技術に係る研究やこれら研究で導入する技術の付加価値を明らかにするための販売モデルの構築に係る必要最低限の取組を併せて行うことも可能とします。

本研究開発のため生産現場等における技術実証を行う場合には、原則として、岩手県南部沿岸地域（大槌町、陸前高田市、大船渡市及び釜石市）に設定している「研究・実証地区」にて研究を行うこととし、これによらない場合には具体的な理由を記述していただきます。

なお、「研究・実証地区」内における具体的な研究の実施場所や実施開始時期等については、研究に具体的に着手する前に農林水産技術会議事務局と十分に協議し、決定することとします（本公募において提案書を作成する段階では、実証を行う地区や協力を依頼する生産者をあらかじめ特定する必要はありません）。

## ② 達成目標（最終目標）

### 【網羅型研究】

本研究の実施により、実証研究の対象地域において、生産者や農業生産法人などが東日本大震災の被災前の営農体系で作付けを行った場合と比較して、生産コストの5割削減又は収益率の倍増を達成可能な技術体系の確立を行うこととします。

### 【個別要素技術型研究】

上記網羅型研究の達成目標を補完可能な、具体的な技術的課題の解決の効果（網羅型研究への寄与）について、各自で設定していただきます。研究の達成目標・研究の工程と併せ、具体的に記述してください。

なお、収益率による目標を設定する場合には、生産段階のみならず、加工・流通段階等における付加価値の付与についても併せて考慮していただいで構いません。

## ③ 研究実施期間

（網羅型研究） 最長、平成25年度～29年度の5年間  
（個別要素技術型研究） 最長、平成25年度～27年度の3年間

### ＜留意事項＞

網羅型研究においては、実証地区の状況に応じてできるだけ平成25年度中に、個々の要素技術の導入実証、効果把握及び「研究・実証地区」における現地実証に着手し、平成26年度以降は、追加的に検討すべき技術的課題の解決及び導入済技術の効果把握を行うとともに、技術の組み合わせや技術の体系化を図ることを研究進行上の目安とします。

個別要素技術型研究については、実証地区の状況に応じてできるだけ

平成25年度中に、個々の要素技術の導入実証や効果把握に着手し、平成26年度までに一定の成果を得る計画としてください。

ただし、平成26年度以降の研究実施計画については、被災地域の復興の進展状況、本事業以外の研究・技術開発事業との連携等に並び、研究実施計画の前倒しや一部繰り延べ、早期終了を図る場合があります。

また、研究開発の目標に照らして著しく進捗の悪い研究課題、十分な成果達成が見込めない研究課題、研究実施計画全体の成果達成への寄与が不明確な研究課題等については、研究実施期間の途中であっても研究課題全体又は研究課題の一部を中断する場合があります。

④ 平成25年度の委託研究経費限度額	
（網羅型研究）	50,000千円
（個別要素技術型研究） 1課題当たり	10,000千円

## (2) 「公募研究課題2」：中山間地域における施設園芸技術の実証研究

### ① 研究開発の具体的な内容

狭隘な傾斜地域にあり、夏季冷涼・冬季温暖な気象特性を有する中山間地域において、果菜類の施設園芸を展開する経営体が利用可能な技術の導入実証を行います。

10a程度の小規模園芸施設を対象として、例えば、以下に挙げるような技術等を組み合わせ導入し、生産効率の向上効果を把握するとともに、これら技術の最適な運用体系を確立することを想定しています。

- ・収益性の高い園芸品目の栽培技術
- ・傾斜のある地域でも適用性を有する低コスト耐候性ハウスの設置技術
- ・高密度養液栽培技術
- ・地域内で発生した間伐材等の木質資源を活用した熱供給技術
- ・簡易な環境制御技術

また、点在する小規模園芸施設の生育状況を把握し、個々の園芸施設の作業管理を容易にするため、生産地域の環境等の自動観測機器（ユビキタス環境制御装置等）及びクラウド・コンピュータ・システム等のICT技術を導入し、農業経営体の生産活動や経営を支援する安価で簡易なシステムを構築します。

本研究開発のため生産現場等における技術実証を行う場合には、原則として、岩手県南部沿岸地域（大槌町、陸前高田市、大船渡市及び釜石市）に設定している「研究・実証地区」にて研究を行うこととし、これによらない場合には具体的な理由を記述していただきます。

なお、「研究・実証地区」内における具体的な研究の実施場所や実施開始時期等については、研究に具体的に着手する前に農林水産技術会議事務局と十分に協議し、決定することとします（本公募において提案書を作成する段階では、実証を行う地区や協力を依頼する生産者をあらかじめ特定する必要はありません）。

## ② 達成目標（最終目標）

### 【網羅型研究】

本研究の実施により、実証研究の対象地域において、生産者や農業生産法人などが東日本大震災の被災前の営農体系で作付けを行った場合と比較して、生産コストの5割削減又は収益率の倍増を達成可能な技術体系の確立を行うこととします。

#### 【個別要素技術型研究】

上記網羅型研究の達成目標を補完可能な、具体的な技術的課題の解決の効果（網羅型研究への寄与）について、各自で設定していただきます研究の達成目標・研究の工程と併せ、具体的に記述してください。

なお、収益率による目標を設定する場合には、生産段階のみならず、加工・流通段階等における付加価値の付与についても併せて考慮していただいで構いません。

#### ③ 研究実施期間

（網羅型研究） 最長、平成25年度～29年度の5年間  
（個別要素技術型研究） 最長、平成25年度～27年度の3年間

#### ＜留意事項＞

網羅型研究においては、実証地区の状況に応じてできるだけ平成25年度中に個々の要素技術の導入実証、効果把握及び「研究・実証地区」における現地実証に着手し、平成26年度以降は、追加的に検討すべき技術的課題の解決及び導入済技術の効果把握を行うとともに、技術の組合せや技術の体系化を図ることを研究進行上の目安とします。

個別要素技術型研究については、実証地区の状況に応じてできるだけ平成25年度中に、個々の要素技術の導入実証や効果把握に着手し、平成26年度までに一定の成果を得る計画としてください。

ただし、平成26年度以降の研究実施計画については、被災地域の復興の進展状況、本事業以外の研究・技術開発事業との連携等に応じ、研究実施計画の前倒しや一部繰り延べ、早期終了を図る場合があります。

また、研究開発の目標に対し著しく進捗の悪い研究課題、十分な成果達成が見込めない研究課題、研究実施計画全体の成果達成への寄与が不明確な研究課題等については、研究実施期間の途中であっても研究課題全体又は研究課題の一部を中断する場合があります。

#### ④ 平成25年度の委託研究経費限度額

（網羅型研究） 100,000千円  
（個別要素技術型研究） 1課題当たり 10,000千円

### (3) 「公募研究課題3」：ブランド化を促進する農産物の生産・加工技術の実証研究

#### ① 研究開発の具体的内容

岩手県では、今後、復旧事業で設定する海岸堤防と居住地域との緩衝地域に新たな沿岸農業地域が設けられるため、この地域で、果樹・野菜などの換金作物の栽培面積拡大を通じて、産地化・ブランド化による

農業経営を展開する経営体が利用可能な技術の導入実証及び販売モデルの構築を行います。

果樹類では地域にとって新規性の高いユズ、ブドウやリンゴなどを、野菜類ではキュウリ、ミニトマト、パプリカなどを研究対象として、例えば、以下に挙げるような技術等を組み合わせて導入し、生産効率の向上効果を把握するとともに、これら技術の最適な運用体系を確立することを想定しています。

- ・結実までに年月を要する果樹類の早期安定栽培技術
- ・女性・高齢者など幅広い労働者が従事可能な栽培技術や生産管理技術
- ・林業や水産業など地域の未利用有機物資源を活用した栽培技術

また、農産物の利用を高めつつ、農産物の産地化・ブランド化を促進するため、商品の付加価値を高める選果・加工・流通技術のほか、長期の原材料供給を可能とする生産体系、貯蔵技術等の導入により、農業経営体の収益性を高める販売モデルを構築します。

本研究開発のため生産現場等における技術実証を行う場合には、原則として、岩手県南部沿岸地域（大槌町、陸前高田市、大船渡市及び釜石市）に設定している「研究・実証地区」にて研究を行うこととし、これによらない場合には具体的な理由を記述していただきます。

なお、「研究・実証地区」内における具体的な研究の実施場所や実施開始時期等については、研究に具体的に着手する前に農林水産技術会議事務局と十分に協議し、決定することとします（本公募において提案書を作成する段階では、実証を行う地区や協力を依頼する生産者をあらかじめ特定する必要はありません）。

なお、本研究課題は、果樹類を対象とした網羅型研究1件と野菜類を対象とした網羅型研究1件の計2件の採択を想定しますので、提案の際には、研究対象として想定している農産物を提案書に明記して下さい。

#### ② 達成目標（最終目標）

##### 【網羅型研究】

本研究の実施により、実証研究の対象地域において、生産者や農業生産法人などが東日本大震災の被災前の営農体系で作付けを行った場合と比較して、生産コストの5割削減又は収益率の倍増を達成可能な技術体系の確立を行うこととします。

##### 【個別要素技術型研究】

網羅型研究の達成目標を補完可能な、具体的な技術的課題の解決の効果（網羅型研究への寄与）について、研究の達成目標・研究の工程と併せ、具体的に記述してください。

なお、収益率による目標を設定する場合には、生産段階のみならず、加工・流通段階等における付加価値の付与についても併せて考慮していただいで構いません。

#### ③ 研究実施期間

（網羅型研究） 最長、平成25年度～29年度の5年間  
（個別要素技術型研究） 最長、平成25年度～27年度の3年間

＜留意事項＞

網羅型研究においては、実証地区の状況に応じてできるだけ平成25年度中に、個々の要素技術の導入実証、効果把握及び「研究・実証地区」における現地実証に着手し、平成26年度以降は、追加的に検討すべき技術的課題の解決及び導入済技術の効果把握を行うとともに、技術の組み合わせや技術の体系化を図ることを研究進行上の目安とします。

個別要素技術型研究については、実証地区の状況に応じてできるだけ平成25年度中に、個々の要素技術の導入実証や効果把握に着手し、平成26年度までに一定の成果を得る計画としてください。

ただし、平成26年度以降の研究実施計画については、被災地域の復興の進展状況、本事業以外の研究・技術開発事業との連携等に応じ、研究実施計画の前倒しや一部繰り延べ、早期終了を図る場合があります。

また、研究開発の目標に対し著しく進捗の悪い研究課題、十分な成果達成が見込めない研究課題、研究実施計画全体の成果達成への寄与が不明確な研究課題等については、研究実施期間の途中であっても研究課題全体又は研究課題の一部を中断する場合があります。

- ④ 平成25年度の委託研究経費限度額
- |             |         |          |
|-------------|---------|----------|
| (網羅型研究)     | 1 課題当たり | 40,000千円 |
| (個別要素技術型研究) | 1 課題当たり | 10,000千円 |

3. 委託件数

(1) 網羅型研究

2. の「公募研究課題」の研究内容の全てを網羅する研究課題（網羅型研究）について、原則としてそれぞれ1件の採択を行います。2. (3) については、果樹類を対象とした網羅型研究1件と野菜類を対象とした網羅型研究1件の計2件の採択を行います。

(2) 個別要素技術型研究

2. の「公募研究課題」の研究内容の一部の技術的課題の解決に寄与する研究課題（個別要素技術型研究）について、今回公募対象となっている岩手県の農業・農村型実証研究の研究課題全体の評価を行い、予算額の範囲で優良な計画を採択します。

この際、1つの公募研究課題に対応する個別要素技術型研究の採択課題数は2課題以下とします。

4. 留意事項

(1) 研究成果の普及・実用化を促すため、研究グループには、原則として、民間企業、協同組合、都道府県普及指導センター等、研究成果の普及・実用化を担う機関（普及・実用化支援組織）の参画を得ることとします。

その際、例えばシミュレーション技術を開発した場合には、当該システムのメンテナンスや、基本データの更新をどのように行うのか等、研究期

間終了後にも研究成果が活用されるよう、研究実施体制を十分に検討するようお願いします。

(2) 被災地の復興等の動きと整合性の取れた研究開発を行うため、研究推進上必要となる運営委員会等においては、同分野の研究に関わる研究代表者間の連携体制を構築（原則として網羅型研究の研究代表者を公募課題単位で各研究を総括する者とします。）し、研究の進捗状況の整理や研究実施計画案の作成など事務局との間での各種調整を行っていただきます。また、各研究を実施する際には岩手県の行政部局や公設試験場、被災地域の関係諸機関等との連携を図り、そのニーズの把握に努めることとします。

(3) 提案書に記載される『研究開発の目標』については、研究実施計画の評価に活用するため、採択が決定し研究に着手した後、速やかに、その細部について明確化を求めます。

なお、本研究で導入される先端技術に関し、技術としての有効性や導入の経営面での効果について、「実証研究」とは別に、「技術・経営分析技術開発研究」として評価を行います。

(4) 提案された研究実施計画が、実施中の研究事業と重複することが明らかになったときには、研究実施計画の中止を求める場合があります。一方で、本研究と類似の研究事業等が存在する場合には、採択後の研究推進においては、双方の事業の有機的な連携を図られるよう協力を求めます。

(5) 提案書の研究実施計画に含まれる小課題間においても、技術の組み合わせを推進し、農業生産や事業者が個々の研究成果を活用する際に、体系化された分かりやすい成果として提示できるよう留意してください。

(6) 研究成果については、事務局と調整した上で、被災地へはもちろん、全国への適切な情報発信に積極的に対応していただきます。その際には、情報の伝達先に応じ適切な情報発信が行えるように留意してください。また、後継者育成、鳥獣害対策、病虫害防除、食品の安全性等、地域の農業の抱える課題の解決にも寄与するような研究実施計画となるように留意してください。

5. 問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者のみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、御承知おください。

記

- 公募研究課題について  
農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室  
担当者：土屋、高橋、田部（たなべ）

TEL : 03-6744-7043  
FAX : 03-3593-2209

- 契約事務について  
農林水産技術会議事務局総務課契約班  
担当者：江橋  
TEL : 03-3502-7967  
FAX : 03-5511-8622

## 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続について

### 1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システムとは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

#### （1）ポータルサイトへのアクセス方法

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）のポータルサイトへアクセスするには、Web ブラウザで「<http://www.e-rad.go.jp/>」にアクセスします。ポータルサイトでは、本システムに関する最新の情報を掲載しています。また、本システムへは、ポータルサイトからログインします。

#### （2）システムの利用時間及び操作方法等に関するお問い合わせ先

システムの利用時間：平日、休日ともに 5:00～0:00  
ヘルプデスク電話番号：0120-066-877（フリーダイヤル）  
ヘルプデスク受付時間：平日 9:00～18:00  
（平成 25 年 2 月 8 日現在。時間については、今後、変更する可能性がありますので、e-Rad のポータルサイト「システムのサービス時間」  
<http://61.209.237.101/terms/support/index.html>にて御確認ください。）

### 2 応募受付期間について

平成 25 年 2 月 25 日（月）16:00～平成 25 年 3 月 27 日（水）17:00

### 3 システム利用に当たっての事前準備について

代表機関及び共同研究機関の事務担当者は、ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」に従って、研究機関の登録申請及び所属研究者の登録を行います。（既に登録済みの場合には、申請及び登録を行う必要はありません。）

- ※ 所属研究者の登録は、本研究を実施する全ての研究者について行います。
- ※ 研究機関の登録は、通常でも 1～2 週間程度、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請を行ってください。

### 4 提案書の作成について

#### （1）応募要領及び申請様式（応募情報ファイル）のダウンロード

提案者は、農林水産省のホームページ又はポータルサイトの「現在募集中の公募一覧」から応募要領及び申請様式（提案書（様式））をダウンロードし、応募要領に従って提案書を作成します。

#### （2）提案書の PDF ファイルの作成

- ① 提案書の表紙・・・代表者印を押印し、スキャナー等で PDF 形式のファイルを作成する。
- ② 提案書の要約版以下・・・PDF ファイルに変換する。
- ③ ①と②のファイルを結合する。（10MB 以内。白黒でも可。）



応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 閉じる

① 公募研究課題名の入力

公募年度 / 公募名	2013年度 / 平成25年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業 (岩手)
課題ID / 研究開発課題名(必須)	XXXXXXXX / 中小区画土地利用型営農技術の実証研究

代表者情報確認	共通	応募時予算額	研究組織情報	応募・受入状況
添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄			

② 研究代表者情報の確認

研究者番号	XXXXXXXX
研究機関名(必須)	<input type="text" value="〇機関"/> 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関から申請を行うのかを選択する必要があります。
部局名	〇〇〇〇部
職階	〇〇クラス
職名	〇〇教授
研究者氏名	漢字 〇〇〇〇〇 フリガナ △△△△ △△△△
性別	男性
生年月日	9999年99月99日
メールアドレス	xxxxxxxxxx@xxxxxx.com

- ① 研究課題名の入力  
「研究開発課題名」の欄には、別紙1の「公募研究課題」名を入力します。
- ② 研究代表者情報の確認  
「研究代表者情報」タブに表示されている研究代表者の情報を確認します。

5 応募情報の登録について

(1) 応募情報の登録の事前準備

- システムへの応募情報の入力の際には、次のものを用意します。
- ① システムの「研究者向けマニュアル([http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/doc/06\\_ALL.pdf](http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/doc/06_ALL.pdf))」及び本資料
  - ② 提案書と提案書のPDFファイル
  - ③ 各研究者のシステムに登録済みの研究者番号
  - ④ 各研究者の平成25(2013)年度の予算額(直接経費(総額)及び一般管理費(総額))

(2) 応募情報の入力手順

応募情報の入力は、代表機関の研究開発責任者がポータルサイトへログインし、応募課題を検索して応募情報を入力します(共同研究機関の研究実施責任者等に入力をさせることもできます)。

システムでの公募名は、「食料生産地域再生のための先端技術展開事業(岩手県内)」です。

なお、システムの操作手順の詳細は、「研究者向けマニュアル」を御覧ください。

(3) 応募情報の提出及び承認について

応募情報を入力した提案者は、内容に誤りがないことを確認し、応募情報を提出します。正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示され、応募課題の情報が研究機関の事務担当者に対して提出されます。

農林水産省へ応募情報を提出するには、代表機関の事務代表者の「承認」が必要です。代表機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に終わらせないと、農林水産省へ応募情報を提出したことにはなりませんので、十分に御注意ください。承認については、「研究機関事務代表者向けマニュアル」

(<http://61.209.237.101/shozoku/manual/index.html>)を御覧ください。

6 その他

(1) 提出した応募情報の修正等

応募受付期間中であれば、農林水産省へ提出した応募情報を引戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報の提出及び代表機関の事務代表者による承認をする必要があります。

応募受付期間終了間際には、ヘルプデスクにつながりやすくなることが予想されます。また、システムは、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

ポータルサイトの「最新のお知らせ」を御確認のうえ、余裕を持って応募情報の入力等を行ってください。

(2) 応募受付期間終了後の連絡体制

代表機関の研究開発責任者は、応募の内容について農林水産省の担当者から問合せを行う場合がありますので、応募受付期間終了後、1週間程度は確実に連絡が取れるようにしてください。

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 閉じる

公募年度 / 公募名 2013年度 / 平成25年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業 (岩手)

課題ID / 研究開発課題名(必須) XXXXXXXX / 中小区画土地利用型農業技術の実証研究

代表者情報確認	共通	応募時予算額	研究組織情報	応募・受入状況
添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄			

研究期間(必須) (開始) 2013年度 ~ (終了) 2015年度

※細目を変更した場合、キーワードはすべてクリアされます。

研究分野 (主)

細目名(必須) 食品科学 検索 クリア

キーワード1(必須) 食品分析

キーワード2 未選択

キーワード3 未選択

キーワード4 未選択

キーワード5 未選択

その他キーワード1

その他キーワード2

研究分野 (副)

細目名(必須) 応用生物化学 検索 クリア

キーワード1(必須) タンパク質工学

キーワード2 未選択

キーワード3 未選択

キーワード4 未選択

キーワード5 未選択

その他キーワード1

その他キーワード2

研究目的(必須) あと1000文字

提案書「1-2 研究開発の目標」を入力します。  
 ※ 入力可能文字数は、1000文字以内です。これを超える場合には、適宜要約します。

※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。

入力文字チェック

研究概要(必須) あと1000文字

提案書「1-2 研究開発の概要」を入力します。

※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。

入力文字チェック

③ 共通項目の入力

- 研究期間 提案書〔要約版〕「3. 研究期間及び予算規模」の研究期間を入力します。
- 研究分野 (主) 応募する課題に該当する研究分野及びキーワードを選択します。「細目名」及び「キーワード1」については、必ず入力します。
- 研究分野 (副) 応募する課題に該当する研究分野及びキーワードを選択します。「細目名」及び「キーワード1」については、必ず入力します。
- 研究目的 提案書「1-2 研究開発の目標」を入力します。  
 ※ 入力可能文字数は、1000文字以内です。これを超える場合には、要約してください。
- 研究概要 提案書「1-2 研究開発の概要」を入力します。

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 閉じる

公募年度 / 公募名 2013年度 / 平成25年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業 (岩手)

課題ID / 研究開発課題名(必須) XXXXXXXX / 中小区画土地利用型農業技術の実証研究

代表者情報確認	共通	応募時予算額	研究組織情報	応募・受入状況
添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄			

(単位：千円)

直接経費	上限	999,999,999
	下限	1
間接経費	上限	0(直接経費の15%)
	下限	-

※ 間接経費は、直接経費の一定パーセントを上限として登録できます。

(単位：千円)

		2013年度	2014年度	2015年度	合計
直接経費	直接経費(総額)(必須)				0
	小計	0	0	0	0
間接経費	一般管理費(総額)(必須)				0
	合計	0	0	0	0

④ 応募時予算額の入力

- 直接経費／直接経費(総額) 提案書「4-1 研究開発予算と研究員の年度展開」の合計額のうち、各年度の直接経費の額を入力します。  
 ※ 2013年度は、提案書「4-2 平成25年度経費の見積」の区分「I 直接経費」と「III 消費税等相当額」をあわせた額を記載します。2014年度以降も同様に、必要な額を入力します。  
 ※ 金額は千円単位で入力します。
- 間接経費／一般管理費(総額) 提案書「4-1 研究開発予算と研究員の年度展開」の合計額のうち、各年度の一般管理費の額を入力します。  
 ※ 2013年度は、提案書「4-2 平成25年度経費の見積」の区分「II 一般管理費の額」を、記載します。2014年度以降も同様に、必要な額を入力します。  
 ※ 金額は千円単位で入力します。

応募情報登録  
 一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 閉じる

公募年度 / 公募名 2013年度 / 平成25年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業 (岩手)  
 課題ID / 研究開発課題名(必須) XXXXXXXX / 中小区画土地利用型営農技術の実証研究

代表者情報確認	共通	応募時予算額	研究組織情報	応募・受入状況
添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄			

研究組織メンバへの公開(必須)  公開しない  公開する

※「公開する」を選択して一時保存を行うと、設定された閲覧・編集権限に従って以下の研究組織のメンバが本申請の内容を閲覧・編集できるようになります。一度公開すると「公開しない」状態へ戻すことはできませんが、個別の編集・閲覧権限の変更は可能です。

(単位：千円)

応募時予算額	初年度予算額	このタブでの入力額	差額(未入力額)
直接経費	0	0	0
間接経費	0	0	0

※「差額(未入力額)」とは、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。  
 差額(未入力額) = 初年度予算額 - このタブでの入力額

上へ移動 下へ移動 削除

選択	研究者検索	最新情報への更新	役割	研究者番号	機関(必須)	専門分野(必須)	直接経費(千円)(必須)	間接経費(千円)(必須)	エフォート(%) (必須)	閲覧・編集権限
				氏名(漢字)						
			研究者	XXXXXXX (姓) ○○ (名) ○○○ △△△△ (名) △△△△	○機関 ○○○○部	○○学位				
			研究代表者	○○クラス ○○長						
			研究分担者	XXXXXXX (姓) ○○ (名) ○○○ △△△△ (名) △△△△	選択してください ○○○○部	○○学位				○なし ○閲覧 ○編集
				○○クラス ○○長						

追加 ← 「追加」をクリックして、研究者を追加します。本研究を実施する全ての研究者について、入力します。

上へ移動 下へ移動 削除

⑤ 研究組織情報の入力

- ・ 専門分野 研究者の専門分野を入力します。
- ・ 役割分担 本研究課題における役割分担を入力します。
- ・ 直接経費 (千円) 研究者の2013年度の直接経費 (総額) を入力します。
- ・ 間接経費 (千円) 研究者の2013年度の一般管理費 (総額) を入力します。
- ・ エフォート (%) 提案書様式 2 (研究員一覧) の「エフォート (%)」を入力します。

応募情報登録  
 一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 閉じる

公募年度 / 公募名 2013年度 / 平成25年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業 (岩手)  
 課題ID / 研究開発課題名(必須) XXXXXXXX / 中小区画土地利用型営農技術の実証研究

代表者情報確認	共通	応募時予算額	研究組織情報	応募・受入状況
添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄			

応募情報登録・修正前にファイルのアップロードが必要です。

名称	形式	サイズ	ファイル名	処理
応募情報ファイル(必須)	[pdf]	10MB	提案書.PDF	クリア 削除
参考資料 参考資料ファイル	[PDF (PDF)]	10MB	特段の指示がない場合には、添付しません。	クリア 削除

アップロード

- ⑥ 添付ファイルの指定
  - ・ 応募情報ファイル 提案書のPDFファイルを選択し、アップロードをクリックします。
  - ・ 参考資料/参考資料ファイル1 特段の指示がない場合には、添付しません。任意に添付されたファイルについては、応募情報とはしません。
- ⑦ 内容の確認
  - ・ 入力チェックを行った後、提案書プレビューで内容を確認します。
- ⑧ 応募情報を代表機関へ提出
  - ・ 内容に間違いがなければ「確認」、「実行」をクリックします。
- ⑨ 代表機関の事務代表者による「承認」
  - 研究者による応募の後、代表機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に終わらせないと、農林水産省へ応募情報を提出したことにはなりません。
  - 「承認」を行った後、システムの「応募課題情報管理」画面において、処理状況が「配分機関処理中」になっていることを必ず確認してください。

【表紙】

「食料生産地域再生のための先端技術展開事業（岩手県内）」に対する  
提案書

応募形態：「網羅型研究」又は「個別要素技術型研究」と記載してください。

研究課題名：「○○○実証研究」  
(別紙1に示した研究課題のうち提案する研究(公募)課題名を記載してください。)  
※提案書は、研究課題ごとに作成してください。

平成○○年○○月○○日

研究機関名 ○○○○○株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長 ○○ ○○ 印 (※)  
所在地 ○○県○○市・・・・・・(郵便番号○○○-○○○○)  
連絡先 所属 ○○部 △△課  
  
役職名 ○○○○部長  
氏名 ○ ○ ○ ○  
所在地 ○○県○○市・・・・・・(郵便番号○○○-○○○○)  
※連絡先が所在地と異なる場合は、連絡先所在地を記載  
TEL △△△△-△△-△△△△ (代表) 内線△△△△  
FAX △△△△-△△-△△△△

(※) 応募者が所属する機関(研究グループの場合は代表機関)の長の押印が必要となりますので、押印した応募書類をPDFに変換してアップロードしてください。

研究課題名	
1. 研究開発の概要	提案書[本文]1の内容を数行程度(950文字以内)で簡潔に記載してください。
2. 研究体制	提案書[本文]2の内容を数行程度で簡潔に記載してください。
3. 研究期間及び予算規模	提案書[本文]4の内容を数行程度で簡潔に記載してください。
4. 連絡先 (共同で研究する場合は代表機関の連絡先)	研究機関名： 所在地：(〒○○○-○○○○)  担当者：所 属 役 職 名 氏 名 所 在 地 注) 2 T E L F A X

注) 1. 要約版は1枚以内にまとめてください。  
2. 研究機関の所在地と一致する場合は記載の必要はありません。

**【本文】**

「食料生産地域再生のための先端技術展開事業（岩手県内）」

研究課題名：

**1 研究開発の内容及び目標**

**1-1 研究開発の内容**

「〇〇〇〇の実証研究（又は研究開発。以下同じ。）」（〇〇〇株式会社）

〔研究開発の内容〕

提案する研究開発等の方式又は方法について、別紙1で提示した研究開発の具体的内容及び研究開発の目標を踏まえて、具体的に記載してください。また、目標を達成するために解決すべき技術的課題とそれを解決する手法について、従来から一般的に行われてきた方法（従来技術等）と比較するなどして、分かりやすく記載してください。

必要であれば、この研究内容の理解を容易にする図等を添付してください。

また、研究グループによる研究の場合は、その共同研究機関をメンバーとする理由及び役割分担を明確にするとともに、研究内容を記載してください。

例えば、共同研究機関がある場合には、以下のとおり記載してください。

**(1) 代表機関**

△△△△株式会社

- ① 「△△△△の実証研究」【〇〇年度～〇〇年度】

〔研究開発の内容〕

- ② 「××××の実証研究」【〇〇年度～〇〇年度】

〔研究開発の内容〕

**(2) 共同研究機関**

□□□□株式会社

メンバーとする理由

△△△に関する研究には、同社の〇〇の技術が不可欠であるため。

- ① 「△△△△の実証研究」【〇〇年度～〇〇年度】

〔研究開発の内容〕

- ② 「◎◎◎◎の実証研究」【〇〇年度～〇〇年度】

〔研究開発の内容〕

**1-2 研究開発の目標**

提案する研究課題に係る研究開発の目標について、別紙1で提示した達成目標（最終目標、性能、定量的な検討件数等）に留意し、年度ごとに具体的に記載してください（「△△△△が可能なこと。」「〇〇〇〇式であること。」「△△△△については〇〇以上であること。」「〇〇個以上について△△する。」その他、可能な限り具体的かつ定量的な表現により記載してください。）。

上記の研究開発の目標（達成目標、性能、定量的な検討件数等）については、その設定理由や設定が妥当である理由を、記載してください。

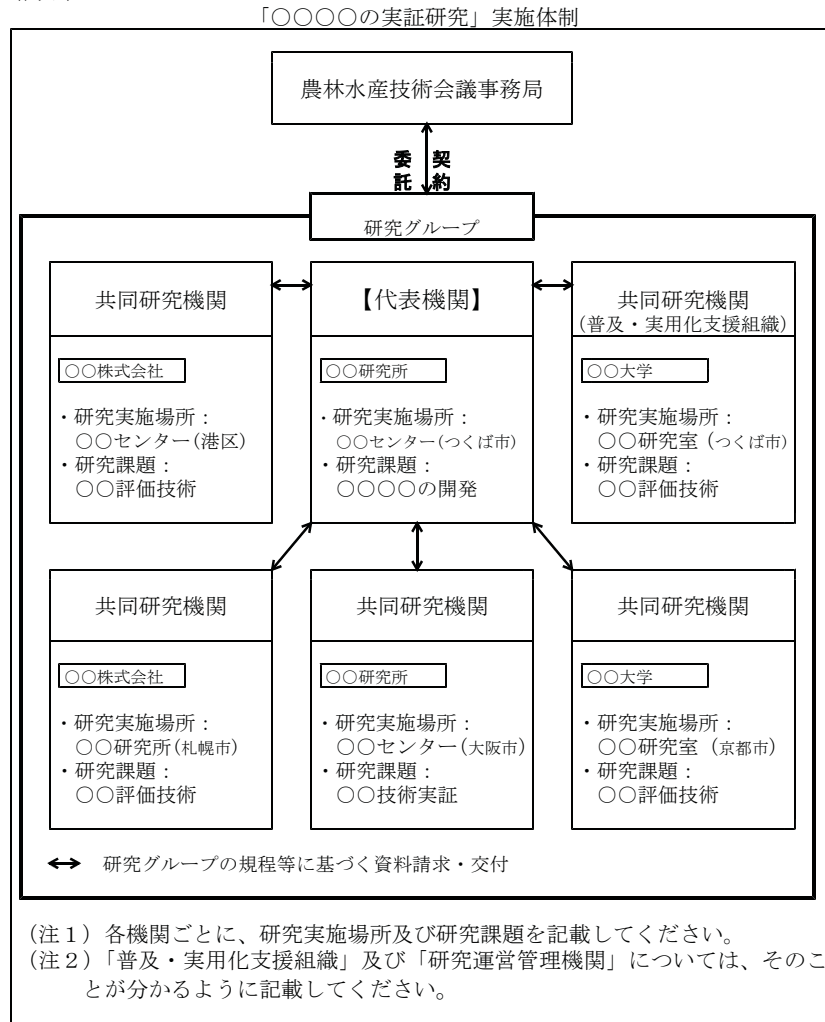
**2 事業実施体制**

**2-1 事業実施責任者（研究代表者、経理統括責任者、研究実施責任者及び経理責任者）**

代表 表 機 関	機関名			
	研究 代 表 者	ふりがな		役職名
		氏名		
		所属	〇〇〇部〇〇課	
	経 理 統 括 責 任 者	TEL	**-*-*-*(内線)	FAX **-*-*-*
		ふりがな		役職名
		氏名		
	研 究 実 施 責 任 者	所属	〇〇〇部〇〇課	
		TEL	**-*-*-*(内線)	FAX **-*-*-*
		ふりがな		役職名
	経 理 責 任 者	氏名		
		所属	〇〇〇部〇〇課	
TEL		**-*-*-*(内線)	FAX **-*-*-*	
共 同 研 究 機 関	機関名			
	研 究 実 施 責 任 者	ふりがな		役職名
		氏名		
		所属	〇〇〇部〇〇課	
	経 理 責 任 者	TEL	**-*-*-*(内線)	FAX **-*-*-*
		ふりがな		役職名
		氏名		
	共 同 研 究 機 関	所属	〇〇〇部〇〇課	
		TEL	**-*-*-*(内線)	FAX **-*-*-*
		ふりがな		役職名
	研 究 実 施 責 任 者	氏名		
		所属	〇〇〇部〇〇課	
TEL		**-*-*-*(内線)	FAX **-*-*-*	
経 理 責 任 者	ふりがな		役職名	
	氏名			
	所属	〇〇〇部〇〇課		
	TEL	**-*-*-*(内線)	FAX **-*-*-*	

- 注) 1. 代表機関及び全ての共同研究機関について研究実施責任者を記載してください。  
 2. 研究代表者と経理統括責任者、研究実施責任者と経理責任者、経理統括責任者と研究実施責任者は、それぞれ別の者である必要があります。  
 3. 必要に応じて用紙を追加して作成してください。

2-2 研究実施体制図  
(例示)



2-3 研究実施機関

提案された研究課題を実施する機関とその選定理由を記載してください。

(記載例)

代表機関：(1) 〇〇〇〇研究所

〇〇センター

選定理由：□□□□

共同研究機関：△△△△研究所〇〇センター

△△△△株式会社△△センター

△△△△大学〇〇研究室

選定理由：□□□□

(一部本邦外で実施する場合は、その理由も記載してください。)

2-4 研究代表者研究経歴書並びに研究員一覧及び研究員研究経歴書

研究代表者について、研究代表者研究経歴書(様式1)に記載してください。

代表機関及び共同研究機関の本研究課題に関する研究員について、研究経歴を研究員一覧(様式2)及び研究員研究経歴書(様式3)に記載してください。

なお、研究支援者(分析・実験・研究補助担当者、装置製作・改造等担当者等)については、必ずしも提出の必要はありません。

2-5 研究実施機関(代表機関及び共同研究機関)

研究実施機関(代表機関及び共同研究機関)の業務概要、研究員数、財務状況等について、(様式4)に記載してください。

3 当該技術又は関連技術の研究開発実績

3-1 当該提案に有用な研究開発実績

研究課題に沿って、提案する方式又は方法に関する国内外の状況、その中での応募者の本研究開発又は本研究開発の円滑な遂行に資する関連研究開発の実績及びその位置付け等を、研究発表等を引用して記載し、提案内容を遂行できる能力を有していることを、携わる全ての研究機関について記載してください。

なお、関連の特許や論文等の一覧は別紙で記載していただいても結構です。

3-2 当該提案に使用する予定の設備等の保有状況

本委託事業を進めるに当たって使用する予定の主な設備等の保有状況とその用途を記載してください。

(例示)

設備等の名称	内 容 (使用目的、仕様等を記載してください。)

4 研究開発予算と研究員の年度展開及び初年度予算の概算

4-1 研究開発予算と研究員の年度展開

本委託事業を進めるためには、いかなる研究課題をどのような手順で行い、どの程度の経費が必要となるかを、以下のような一覧表にまとめてください。

なお、参考のため、研究実施計画スケジュールを表す線の下の( )内には、その年度に投入される研究員の予定人数を記載してください。

(単位：千円、人)

研究課題	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
1 ○○○の実証研究						
1-1 ○○○の調査	*** (*)	→				*** (*)
1-2 ○○○の開発	*** (*)	*** (*)	→			*** (*)
2 △△△の実証研究						
2-1 ×××の研究		*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)
2-2 □□□の研究			*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)
合計	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)

- 注) 1. 消費税は、研究課題毎に内税で計上してください。  
 2. 提案者が研究課題を遂行するために必要な研究開発費を計上してください。  
 なお、予算規模は、社会・経済状況、研究開発費の確保状況等によって変動し得ることもあり、総事業費規模については事務局が確約するものではありません。

4-2 平成25年度経費の見積

研究開発に必要な経費の見積額を応募要領10(1)に定める委託経費の対象となる経費の区分に従って、記載してください。

(積算例)

(単位：円)

区 分	積算内訳
I 直接経費	**, **
1 人件費	**, **
2 謝 金	**, **
3 旅 費	**, **
4 試験研究費	**, **
① 機械・備品費	**, **
② 消耗品費	**, **
③ 印刷製本費	**, **
④ 借料及び損料	**, **
⑤ 光熱水料	**, **
⑥ 燃料費	**, **
⑦ 会議費	**, **
⑧ 賃 金	**, **
⑨ 雑役務費	**, **
II 一般管理費	**, **
III 消費税等相当額	**, **
総 額	**, **

- 注) 1. 一般管理費の算定は、4 試験研究費の15%以内で計上してください。  
 2. III 消費税等相当額は、I 及びIIの経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の5%を計上してください。

5 研究開発の実績等

5-1 現に実施又は応募している公的資金による研究開発

現に実施あるいは応募している公的資金による研究開発がある場合には、今回応募する研究代表者のほか、代表機関及び共同研究機関の研究者ごとに、制度名、研究課題名、実施期間及び予算額を記載してください。また、今回応募する研究課題と関連する場合は、その研究成果・内容を簡潔に記載するとともに、本委託事業の研究課題と明確に区別できることを記載してください。

(記載例)

研究代表者名 (所属機関)  
 ○○費 (○○省)、「・・・に関する技術開発」(2005 ~ 2009)  
 ○○助成費 (○○省)、「・・・に関する研究」(申請中) (2009 ~ 2012)  
 共同研究機関の研究者 (所属機関)

5-2 共同研究機関のグループとしてのこれまでの活動状況

研究課題を応募するに当たって、共同研究機関のグループ (完全に同じ研究実施体制でなくても結構です。)としてのこれまでの活動状況 (産学官連携に関する研究会、検討会への参画、他機関との共同研究実績等)について、簡潔に記載してください。

5-3 現に実施し、又はこれから実施する予定の自己資金により並行して実施する研究開発

本研究課題を受託した後に、当該委託業務から得られた研究開発成果を実用化するために必要な実証研究、最適化研究、製品開発などの研究開発を並行して実施する際は、その研究概要、目標 (性能等)を明らかにしてください。

また、受託を希望している研究と類似する自社研究を明確に区別できることを記載してください。

6 契約書に関する合意

事務局から提示された委託契約書 (案)に記載された条件に基づいて契約することに異存がない場合は、以下の文章を記載してください。

「○○ ○○ (代表者氏名)」は、研究課題「○○○○○の実証研究」の契約に際し、事務局より提示された委託契約書 (案)に記載された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で、提案書を提出します。

研究代表者 研究経歴書

氏名	生年月日	年 月 日 ( 歳)
①所属		
②学位 [授与機関] [学 位] [取 得 年] [専 攻]		
③研究開発実務及び管理の経歴並びに受賞歴 (記載例) 平成○○-○○年 ○○の研究開発 平成○○ ○○の研究開発に関し○○学会○○賞受賞 平成○○-○○年「○○の研究開発プロジェクト」においてプロジェクトリーダー		
④現在参画しているプロジェクト名 1) 研究制度名:○○省「○○の研究開発プロジェクト」 2) 研究課題名:○○の研究開発 3) 研究実施期間:平成○○-○○年 4) 研究費総額:○○千円 5) エフオート:○%		
⑤本研究開発に関連する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等 (筆頭者である必要はありません。) (記載例) [論文] 1) 山田太郎他、"○○の個体有機構造"、○○学会誌、72巻10号、p. 930, 1998 [研究発表] 1) T.Yamada,et.al,"Improvement of xxxxx Composites by xxxxxx",The xxx Fall meeting '99, Oct. 12, 1999. [特許] 1) 山田太郎他、"○○組成物"、特開平10-123456		
⑥本研究課題との関係 (記載例) 平成○年度から、本研究課題に関連する先導調査研究「○○の調査研究」に従事し、○○調査委員会の委員長を務める等主導的役割を果たしてきた。		

—記載方法—

- 研究開発管理の経歴には、研究開発プロジェクトにおけるプロジェクトリーダー、研究代表者、企業等における研究開発マネジメント等全てのご経験をご記入ください。
- 「本研究開発に関連する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等」とは、本研究課題に関連する研究成果とします。研究成果を示すものとしては、「論文 (研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可。）」、「研究発表 (学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可。）」、「特許」等があり得ますがこれに限定しません。なお、共著者、共同発表者又は共同発明者でもかまいません。「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくともこれらのうち1つについて当該分野に関する研究成果を示す記載があることが必要です。これらが無い研究者においては、当該研究課題を遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載してください。技術者や分析担当者・技術動向調査担当者等の場合には、「論文」「研究発表」「特許」等はない場合があります。この場合は、当該人物が研究に不可欠であることを、彼らが有する技能や経験の観点から記載してください。
- 記載紙面が不足した場合は、適宜追加してください。



様式2

研究員一覧

氏名	所属・役職(職名)	主な研究経歴又は実績	エフォート(%)
○ ○ ○ ○ (△△博士)	(株) ○○○○ ○○○部○○○課長	当該研究課題に関連する主な研究経歴を数行程度で記載(研究員研究経歴書(様式3)を添付。)してください。	○○

注) 人件費を計上する場合には、エフォート欄に各研究員の年間の全仕事を100%とした場合における本委託事業が占める時間の配分割合(%)を整数で記載してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

様式3

研究員 研究経歴書

氏名	生年月日	年月日 ( 歳)
①所属		
②学位 [授与機関] [学位] [取得年] [専攻]		
③研究開発経歴、受賞歴 (記載例) 平成○○-○○年 ○○の研究開発 平成○○ ○○の研究開発に関し○○学会○○賞受賞 平成○○-○○年「○○の研究開発プロジェクト」においてプロジェクトリーダー		
④現在参画しているプロジェクト名 (記載例) ○○省「○○の研究開発プロジェクト」において○○の研究開発		
⑤本研究開発に関連する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等(筆頭者である必要はありません。) (記載例) [論文] 1) 山田太郎他,"○○の個体有機構造",○○学会誌,72巻10号,p.930,1998 [研究発表] 1) T.Yamada,et.al,"Improvement of xxxxx Composites by xxxxx",The xxx Fall meeting '99, Oct. 12, 1999. [特許] 1) 山田太郎他,"○○組成物",特開平10-123456		
⑥本研究課題における役割 (記載例) 平成○年度から、本研究課題に関連する「○○の研究」に従事し、専門分野である△△△の研究開発実績を基に□□□の目標をクリアするための研究に従事する。		

—記載方法—

1. 研究開発経歴は現職を含みます。過去の研究実績(参画プロジェクト)については、自社プロジェクトのみならず受託プロジェクト等も含めてください。
2. 「本研究開発に関連する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等」については、研究代表者研究経歴書(様式1)の記載方法の2をご参照願います。
3. 研究経歴書は、登録研究員全員分を御提出願います。人件費の発生しない研究員を登録する場合には、その旨を⑥に記載してください。

研究実施機関（代表機関及び共同研究機関）

代表 機 関	機関名	●●●●			
	業務概要	業務概要を2～3行で簡潔に記載してください。業務概要がインターネット上で閲覧可能な場合は、ホームページアドレスを記載してください。			
	研究員数	在籍する研究員総数（概数）	人		
		うち、当該研究課題に携わる研究員数（概数）	人		
	財務状況 注) 2～3	年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		当期純利益（千円）			
		資本金（千円）			
国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合	注) 4	〇〇. 〇	%		
知的財産への取組状況	注) 5				
共 同 研 究 機 関	機関名	●●●●			
	業務概要	業務概要を2～3行で簡潔に記載してください。業務概要がインターネット上で閲覧可能な場合は、ホームページアドレスを記載してください。			
	研究員数	在籍する研究員総数（概数）	人		
		うち、当該研究課題に携わる研究員数（概数）	人		
	財務状況 注) 2～3	年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		当期純利益（千円）			
		資本金（千円）			
国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合	注) 4	〇〇. 〇	%		
知的財産への取組状況	注) 5				

- 注) 1. 代表研究機関及び全ての共同研究機関について、記載してください。必要に応じて用紙を追加して作成してください。いずれの項目も概略でかまいません（詳細なパンフレット等の添付は不要です）。  
 2. 財務状況（当期純利益）は、「貸借対照表」又は「損益計算書」の金額を記入してください。  
 3. 地方公共団体に関しては、財務状況（当期純利益及び資本金）の記入の必要はありません。  
 4. 国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合に関しては、公益又は一般法人についてのみ、平成23年度の割合を記載してください。  
 5. 知的財産への取組状況に関しては、知的財産に係る体制、知的財産ポリシーの作成その他の取組について記載してください。

（研究管理運営機関を活用する理由書） A 4用紙 1 枚以内・該当研究課題のみ提出

課題名			
代表機関名		研究総括者名	
研究管理運営機関名		研究管理運営機関名	

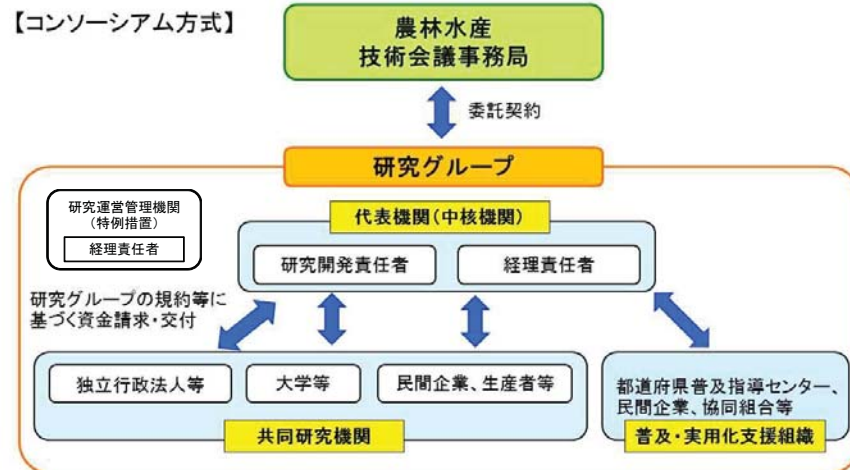
平成〇〇年〇〇月〇〇日  
 応募研究機関（又は代表機関）の財政担当責任者

担当者の連絡先	
担当者氏名	
所属部署	
役 職	
電話番号・FAX	
E-mail	

（注）応募研究課題が採択された場合、応募研究機関（又は代表機関）の財政担当責任者の公印を押印したものを速やかに提出していただきます。

農林水産研究委託事業に係る契約方式について

複数の機関で構成される共同研究による、農林水産研究委託事業への応募及び当該事業の実施に当たっては、複数の研究機関等が共同して研究グループを構成している実態、その研究機関等相互の協働等を考慮し、研究機関が共同して構成した研究グループに農林水産省との契約を締結していただくこととしています。  
その際の事務の流れは次の1. 及び2. のとおりです。



(1) 研究グループと農林水産省との契約に当たっては、研究機関等が共同して構成した研究グループの代表機関と農林水産省が契約していただきます。平成25年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業応募要領「3 (2) 複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件」を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究グループの代表機関が中心となって、契約単位としての研究グループを設立していただきます。研究費は、各研究機関等が責任を持って執行していただきます。

(2) 本事業では、事務局が必要と認めた場合に限り、研究代表者が所属する研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）とは別に、国との委託契約業務や経理執行業務を担う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を設置できるものとします。

【研究運営管理機関を設置できる例】

- ・ 地方公共団体において、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、地方公共団体に所属する研究者が研究代表者となる場合であって、かつ、地方公共団体に経理責任者を配置することが困難と認められる場合
- ・ 研究代表者が中小企業等に所属し、又は研究グループに多数の中小企業等が参画

しており、国との委託契約の実績がほとんどないため、委託契約の締結が著しく遅延すると認められる場合

この場合、構成員の要件は、一部、以下のとおり変更いたします。

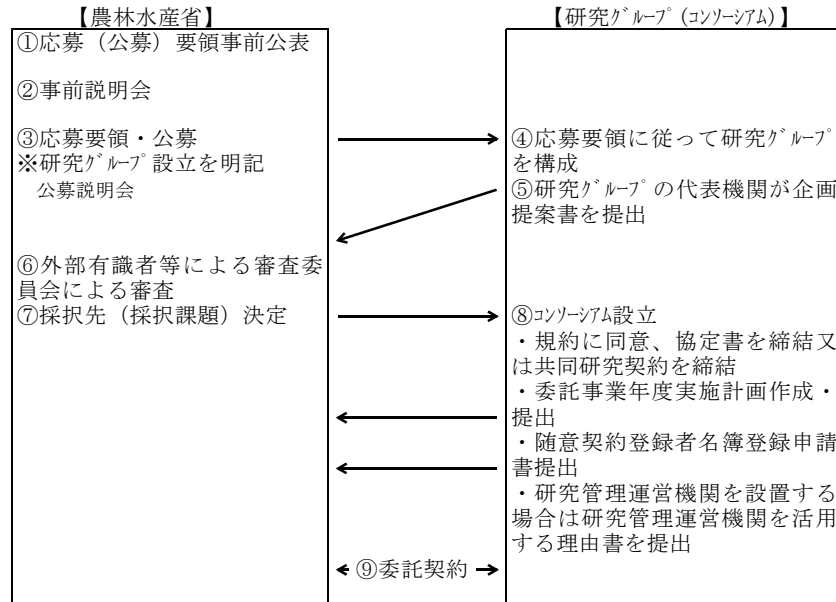
【研究管理運営機関の要件】

研究を実施する機関が、研究管理運営機関となる場合は、以下の要件とします。

- ① 国内に設置された機関であり、法人格を有すること（個人は代表機関となることはできません。）。
- ② 事業を推進するに当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。  
ア 研究グループを設立し、国との委託契約を締結できる能力・体制  
イ 知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制  
ウ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）  
エ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制
- ③ 研究代表者と一体となって研究を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること。
- ④ 国との委託契約の実績を有し、委託契約手続をスムーズに行うことができること。

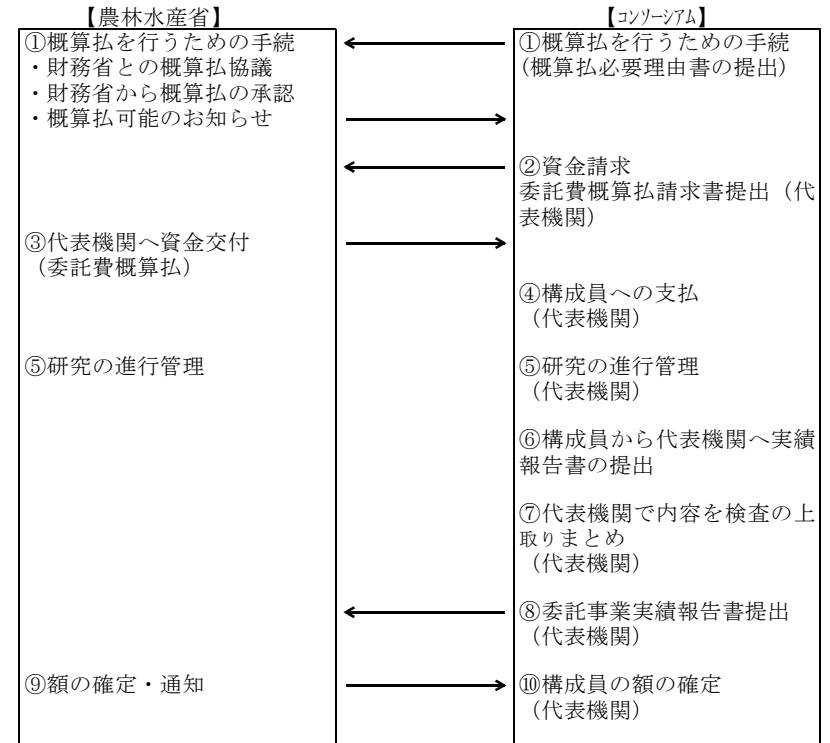
なお、この措置は特例措置であることから、これを希望する場合は、研究運営管理機関を活用する理由を応募書類（様式5）に記載していただくとともに、応募研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）の経理責任者の承認を必要とします。

1. 公募から契約締結までの事務の流れ



※注1：⑧により、研究グループとして契約する体制を構築。  
 ※注2：随意契約登録者名簿登録申請書は、農林水産省との契約を代表機関である法人名等で行う場合であって、農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する場合は提出不要。

2. 契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）



# 食料生産地域再生のための先端技術展開事業

## ○研究課題公募方針

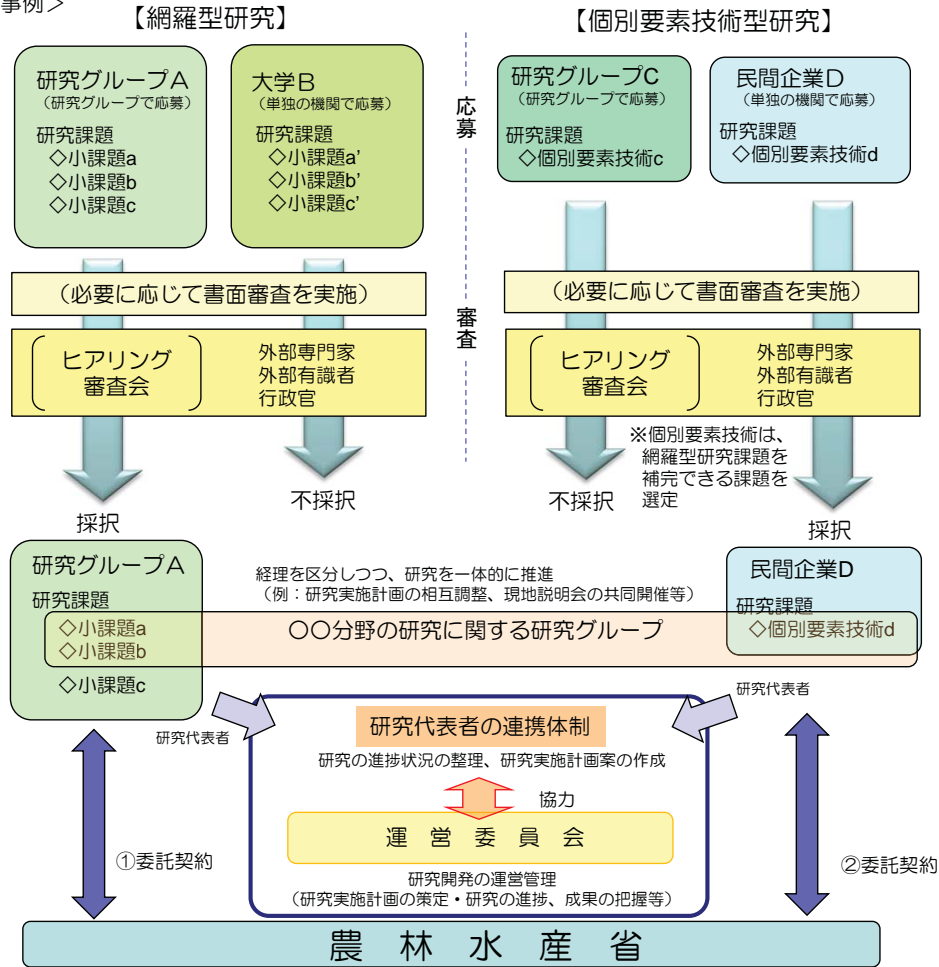
◇公募は次のいずれかの類型ごとに実施

- (1) 技術的課題全般を網羅した技術を提案する研究実施計画書【網羅型研究】
- (2) 技術的課題の個別要素技術を提案する研究実施計画書【個別要素技術型研究】

◇「網羅型」、「個別要素型」いずれにおいても、単独又は研究グループによる応募

◇審査は「網羅型」、「個別要素技術型」ごとに実施し、それぞれにおいて採択課題を選定

<事例>



採択課題について、農林水産省との契約は採択決定通知に応じて行います。その上で各研究が連携して実施されるよう、以下の対応をお願いいたします。

- ① 網羅型研究の受託者は個別要素技術型研究の受託者と研究グループを構成し共同で研究を行っていただく場合があります。
- ② 研究開発の運営管理上、研究課題ごと又は複数の公募研究課題ごとに運営委員会を設置します。各受託者の研究代表者は、他の研究代表者と連携体制を整備し、運営委員会の単位で、研究の進捗状況の整理、研究実施計画書の作成等に御協力いただきます。

## 食料生産地域再生のための先端技術展開事業（岩手県内）の公募説明会 参加申込書

農林水産省 農林水産技術会議事務局  
研究推進課 産学連携室 宛て  
(fax : 03-3593-2209)

平成 年 月 日

参加を希望する公募説明会会場： 東京 盛岡  
御希望される会場に「○」を記載してください。

研究機関等の名称：

参加希望人数： 人

所属・役職：

氏名：

所在地：

連絡先： tel \_\_\_\_\_ fax \_\_\_\_\_

e-mail：

その他：

注)「所属・役職」欄以降の記載に当たっては、当該説明会参加を希望する者のうち、連絡窓口となる1名について記載して下さい。